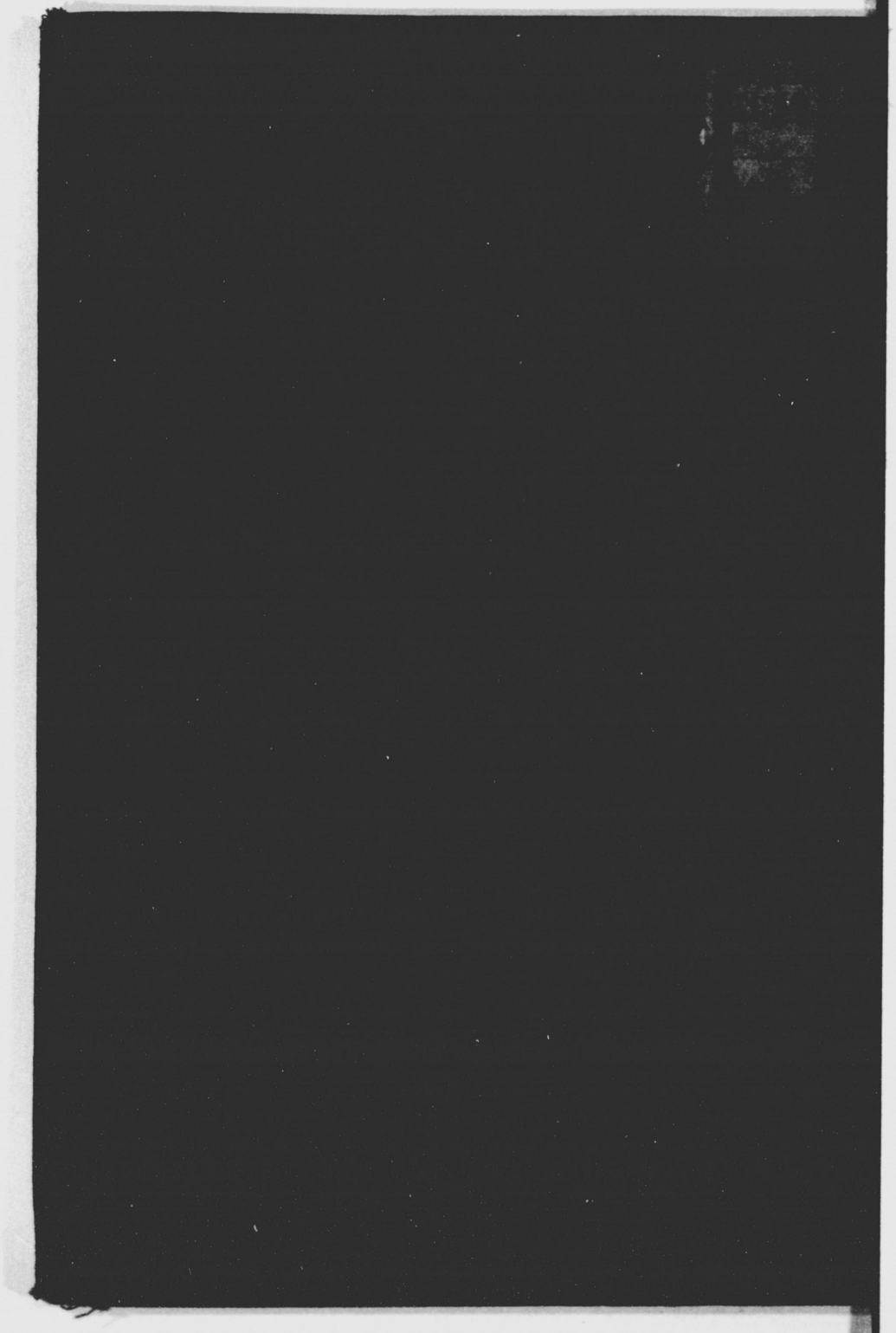

*0020826000*

0020826-000

６３４－５

# 郷土経済史研究提要

小野武夫・著

浅野書店

昭和７

ADC

634
5

農學博士 小野武夫著

# 鄉土經濟史研究提要

東京 淺野書店

昭和七・一〇・二五 交内 帝圖

可申ハ左スレバ自然父祖之切績ヲ顯シ家
之義（はまき）事ニ一ツ有之ハ間前文之次第（あつ）学ク
相心得精々石調無遺失差出可申ハ義然
隱（のく）シ置後日ニ顯出ハ夫ハ反古（ほぐ）トシテ無用ニ
付スベクハ間此段吃度心得違ニ無之様
一ツ御辨者也

十月廿日　神奈川縣權令大江卓

當寶下市在舊家又ハ祖先ヨリ數代ニ
所役儀ニ在勤ヲ者ニ中ニハ山林田畑
郡境界ニ在舊記古帳面又ハ故老ニ
言傳ヘ拙記錄ニ貯藏致ス者ニ勤中ニハ
今日御政事上ニ於テ要用ニ書類ハ
可有之実ニ國家ニ重寶ニ可致ス也右
等ニ不ニ多ク散亂ニ易キ物ナルニ銘ニ所ク
持傳ス者ニ事竟父祖ヨリ心拭ニ而
由リ寺持ニ至ニ終ルヲ世間一般ニ習俗
ニテ只一家ニ内ニ秘藏ニ置徒ニ蠹魚ニ
災害ニ嬰ラセ損亡致ス事第一國家有
用ニ亦ヲ無用ニ付ニ父祖ニ對シ不孝ニ至
一ツ事ニ遺憾ニ事ニ依テ今般右様ニ
書類不持致ス者ハ南青十五年限ク當歴ニ差出
可申ス左ニハ自然父祖ニ切續ヲ顯シ一家
ニ義事ニ一ツ有ニ之間前文ニ次第學ク
相心得精ニ而調無遺失差出可申ス然
隱シ置後日ニ顯出ス反古トシテ無用ニ
付スベクス間此段吃度心得違無ニ様
一ツ御辨云也

十月廿日　神奈川縣權令大江卓

634-5

## 大江神奈川縣令の農家古文書保存令

口繪寫眞に示せる如く、明治五年十月十五日、時の神奈川縣權令大江卓氏は其管内郡村の農家に保存し居る古文書類は新政府の行政上の參考となり、又農家各戸の祖先の功績を永く後世に傳ふる所以であるから、其年十一月十五日限り縣廳に提出すべしとの訓令を出した、此訓令に感じて、神奈川縣下の農村舊家が果して何程の古文書を縣廳に提出したかは、今知るよしもないが、明治の當初、封建文明を擧履の如くに棄て、顧みなかつた時代に於て、大江縣令が遙く此點に注意を拂つたのは、今日から見ても意義深きことに思はれる。因みに此訓令文は東京府南多摩郡加住村大字宮下、荻島完吉氏の舊藏に係り、木版刷りのもので、點々蠹魚に犯されては居るが、本書の卷頭を飾るには、寔に相應はしい文書であると思ふ。茲文左の通り

當管下市、在舊家又は祖先より數代其町役儀等相勤候者之中には山林田畑郡境界等之舊記古帳面又は故老の言傳へ杯記錄し貯藏致候者不尠、中には今日御政事上におゐて要用之書類も

可有之、實に國家の重寶にも可致候、尤も右等之品々多くは散亂し易き物なるに、銘々永く持傳候者は畢竟父祖より心掛けの厚きに由り奇特の至に候、然るを世間一般之習俗にて只一家の内に秘藏し置、徒に蠹魚の災害に罹らせ損亡致けるは第一國家有用の品を無用に付し、父祖に對し候ても不孝の至に可有之遺憾の事に候、依て今般右樣之書類所持致候者は當十一月十五日限り當廳え差出可申候、左すれば自然父祖之功績を顯し、一家之美事に可有之候間、前文之次第篤く相心得、精々取調無遺失差出可申、若私に隱し置、後日相顯れ候とも、反古として無用に付すべく候間、此段屹度心得違無之樣可相辨者也

壬申十月十五日

神奈川縣權令　大江卓

# 序

鄉土は國民經濟生活の自己反省場裡である、吾々の祖先が如何なる慣習の下に其處に生活を續けたか、又彼等は其靜平なる社會の下に如何に滿足し、又は其利害の相反するに際しては、如何に鬪爭せねばならなかつたか、等のありし昔の歷史を知ることによりて、現實の鄉土に對する愛着が一層熾烈となる。鄉土人の斯る生存意識に合從し、且つ來るべき日の鄉土社會に往古を徵すべき資料を遺存せしめようとするのが、鄉土經濟史研究の一般標である。

鄉土史研究の方法は一にして足らない、卽ち傳承に重きを置く民俗學派があり、地域的研究に精密を期せんとする鄉土地理學派があり、又現存の社會經濟事實を系統的に調査する傍ら、歷史にも溯らんとする處の農村社會學派があると云ふように、各方面から調査し、研究して其色、其香、質を探求しなければならぬのであるが、私が此小著に論述せんとする處は敢て其學派の何たるを問はず、有用なるものは總

て之を應用驅使して、鄉土經濟史なる學問的殿堂の建設に盡さうとするにある。悠久なる學問研究の理想下に歩一歩進み行かうとする學徒に取りては民族學も、地理學も、現狀調査も、將た又文獻的考證も總て是れ一個の補助學に過ぎない。傳承學のみによりて完き鄉土史が成り立たないと同じように、社會經濟史實の孤立的描寫を力調する鄉土地理學も國民史としての普遍共通性を見出す上から見れば充分でない茲に於てか、鄉土經濟史は學問上のあらゆる方法を利用して世界の、又は日本の、一局部としての鄉土史を觀、此鄉土史は飜て綜合せられ、統一せられて、最後に宇内人類史にまで完成せらるべしとの宏遠なる目標に向つて精進すべきものであると考へる。地域的存在たる鄉土史に無限の長さと、幅と、内容を與ゆるものは實に斯る融合觀と組織眼である。要するに鄉土經濟史の據りて用ゆべき方法としては、文獻的考證法に加ふるに、更に廣く且つ遠くを見詰めつゝ、あらゆる技術を取入れねばならぬと云ふ本來の建前は、本書全篇の記述に現はれて居る筈である。

本書中の斷章零節は曾て學藝小新聞、學術雜誌竝に講義錄發行者の依賴に應じて



執筆したるものもあれば、今度新に執筆したものも多數ある。實は古文書や實物採集品の寫眞をもつと澤山挿入したかつたのであるが、出版者の都合により、其中の僅か少數を選みて採錄することに止つた。

本書の編纂に就ては學友森嘉兵衞氏、早川孝太郎氏、大西伍一氏並に山口榮藏氏より少らざる助力を受けた、諸氏の援助によりて此小著の編纂が速進されたことを感謝する。

昭和七年十月

著者識

# 鄉土經濟史研究提要目次


序　章　日本認識と鄉土學……一
第一章　鄉土經濟史研究通則……七
(一)　鄉土史と鄉土地理學……八
(二)　傳承學の補助的價値……一〇
(三)　政治史料と生活史料の識別……一一
(四)　時代の遠近を考慮すること……一五
(五)　時代的背景の認識……一一
(六)　社會事變と社會靜態……一三
(七)　經濟心理の把握……一三
(八)　法制史と經濟史の齟齬に就て……一七

(九) 民史と地名……二八
第二章 鄉土經濟史研究方法……三一
第一節 一般要領……三一
(一) 研究方法と學術の進歩は相對的なり……三一
(二) 研究上の二方面（綜合研究と特別研究）……三三
(三) 學史的研究の必要……三五
第二節 特別研究……三六
(一) 史實の精細なる調査……三六
(二) 史料出所の吟味……三七
(三) 史實と推論……三九
(四) 古文書讀解難……四〇



(五) 中世紀文書の稀少なる理由……四三
(六) 經濟史研究と下層描寫……四四
(七) 文字の誤記と解釋……四九
(八) 古文書の眞僞……五二
(九) 記述の方法……五七
第三節 鄉土史料取扱方に關する若干の注意……六〇
第一項 田畑永代賣買證文により地價を算出する法……六一
第二項 村明細帳により小作料の研究……六四
第三項 村明細帳により農家耕作反別の研究……六七
第四項 證文類により農村資本主義史の研究……六八
第三章 綜合研究……一三九
第一節 綜合研究の理想と用意……一三九

第二節　綜合研究の重要性は特殊研究と比較的なり……一四二
第四章　研究と論爭……一五〇
(一)　學徒論爭の必然性……一五〇
(二)　書評乎論爭乎……一五五
第五章　鄉土史料と保管……一五八
第一節　鄉土史料の二面的用途……一五八
第二節　鄉土史料と展覽會……一五九
第三節　鄉土史館……一六〇
第四節　鄉土史料蒐集と委員制度……一六五
第五節　土俗品蒐集の要領……一六六
第六節　村の帳簿……一七六



第六章　社會と鄉土經濟史……一八七
第一節　鄉土學者の優遇……一八七
第二節　學生と鄉土經濟史……一九二
第三節　鄉土學は民間より(結び)……二〇四
外篇　鄉土經濟史文獻解說……二〇九
其一　地域的記述たる鄉土史……二一〇
其二　資料集たる鄉土史……二四四
其三　特殊問題を取扱へる鄉土史……二五九
其四　傳記體の鄉土史……二七九



目次終

# 序章　日本認識と鄕土學

近年日本主義の上に立てる學問の發達が著しく目立つて來た、殊に經濟史や社會史に關する方面においてその機運の盛んに見えるのは喜ばしいことである。今徐ろに三四十年前における日本固有の文化に對する一般國民、殊に中央政治家及び地方官廳の役人達が古いものといへば何でもこれを弊履のやうに打ち捨て顧みなかつたことを回顧すれば隔世の感がある。かの有名なる鹿鳴館の西洋踊りの奬勵談はしばらくこれを別とするも、明治二十年前後における國民の西洋崇拜熱はまことに素晴らしいものであつた、西洋の文化を崇拜するといふことはその一方において我祖國の固有文化を忌み嫌ふといふ精神の反映である。しからば當時何ゆゑに祖國の固有文化を一般國民が忌み嫌つたかといふに、それは當時の社會の人々がすでに數百年の永き間自分等庶民階級の上を抑へてきた封建制度その物に對する反感に過ぎなかつた。けだし當時大政一新は成立したけれども、遠き昔より日本社會の奥底にまで喰ひこんでをつた封建の社會組織とその空氣とはなか〳〵五年や十年で刈り除かるべきものでなかつたから、當時の中央政治家達は、全力を盡して

國民をして舊事を忘れ、新社會に就かしむることを奬勵したのである。卽ち各地方における舊習舊慣は勿論のこと、古文書古記錄の如きものは或特殊の場合を除きては手當り次第にこれを燒き棄てさせたものである。處によると、燒きすつるのでは煙が立つて外聞が悪いとあつて、大きな釜の中に古帳面や、古證文を入れてそれを〳〵に煮蕩かし、紙のお粥を拵へて捨てたといふ話さへも殘つて居る。

然るに、このやうにして一般國民が何でも彼でも古いものは一つも殘さずに捨てゝしまはふといふ際に、彼等の心を迎へたものが西洋文明であつたのである。たゞ不審に思はれることは、明治維新はいはゆる王政復古で、一千年前の王朝時代に政體を復へしたのであるから、明治政府の官僚達が封建制度を蛇蝎のごとくに嫌ふたのならば、總てに於て王朝時代の文化を復活することに努力しさうなものであるが、實を言へば、この王朝時代の文化は既にその後永い年月の間に封建社會に流れ込んで、明治維新の頃には最早その間のけじめがつかなくなつてをつた。仍て、明治新政府は口には連りに王政復古を稱へながら、實際上に復古したものは、たゞ中央政府の官制を王朝時代の太政官制に復舊した位のことであつて、その他百般の諸施設は概ね西洋諸國の範に從ふことを余儀なくされたのである。

卽ち當年の青年氣鋭の政治家達はたゞ國民生活の最上層たる中央官廳ばかりに王政復古を實行して、國民全體の生活に觸るゝ社會經濟の施設については何等王朝時代の文化を採用しなかつたのである。今これを彼の歐羅巴の文明が中世の頃の暗黑時代を經て文藝復興の機運を迎へた時、一般社會が古代希臘の文化を讃歌したことに較べてみれば、いささか物淋しい感がないではないが、又一方から考へて見れば、かの華やかなりし日本中世の王朝文化は當時日本固有文化に支那の文明を採用し、これを同化してあれだけの花と實を結ばせたのであるから、當時の王朝文化は如何に見ても、東洋といふ地域に限られたる文化に過ぎなかつたのである。然るに明治維新の際はすでに爾來數百年の歳月を經て、西洋文明と日本の文明とが相接觸しなければならぬ狀態に立ち至つてをつた。卽ち足利時代の中頃から宣教師を手先に使つた歐羅巴諸國の商業主義や帝國主義やが日本の木戸口を折々叩いてをつたのであるから、何時かはこの世界的新潮流と投合しなければならぬ程に兩者の接近が促されて居り、其處に明治維新といふ政治的變革の刺戟があつたので、日本の全社會が渡りに船と、西洋文明を受け入れ、これと握手し、融合したのは、いはゞ、なすべきことを適當の時になしたものといふてよい。

文明潮流はあだかも水の流れのごときものであつて、兩者の質量に濃淡のある間こそその一方

が他方に接近せんとし、濃きものが淡きものに向つて流進せんとするのであるが、その接近も流進も一定の年月を重ねるにつれ、遂に融合しつくし、流進しをはつて、飽和點にまで達する、其時に至れば其處には既に何等の國民的好奇心をそゝるものなく、憧れの念を起さしむるものがない。明治初年以來日本國民があだかも飢えたる豺狼が肉をあさるやうに、西洋文明の吸收と同化に努力し來たつた結果、日本國民は漸く西洋文明を滿腹に喫了し、最近となつては聊か食傷氣味に見える、粟飯や雜炊ばかりを食ひつけた田舍者に西洋料理をあてがへば、最初の間は「ナイフ」や「ホーク」の尖まで嘗めまはすかも知れないが、やがて又しばらくすると、矢張り日本味のある麥飯に香の物の茶漬があつさりして日本人の口に適すると思ふやうになる。最近に至り日本主義的學問思想の勃興した根本の原因は先づ此邊にあると思ふ。卽ち明治初年吾々の祖父や祖母達がうち棄てゝ顧みなかつた日本固有文化への復歸を六十年後の今日に至つて漸く躬行しようとする轉換の現れに外ならぬ。勿論今日の日本主義に卽した學問思想中には漠然たる古代文化へのあこがれやら、近世封建社會に對する思慕やらがあるが、日本の思想界が西洋思想に飽滿した後のことであるから、日本のものなら何でもといふ熱烈なる祖國主義的思想が全國民の胸奥に湧出してゐるのである。

左れど人間、否な吾々日本國民は單に世界主義に蔽はれたる社會經濟學——世界主義の下に立つ處の學問は皆に社會經濟學ばかりではないが、玆で問題にするのは社會經濟學である——を日本主義の上に引き戻すことばかりでは未だ自己反省の欲求を充分に滿足することが出來なかつた最後には必然の歸結として自己の生れ故鄉たる狹い地域の社會史なり又は經濟史なりに學問的理念が集中せられねばならぬことを感じて來た。斯くして世界主義から日本主義へ、更に又此日本主義から鄉土主義に落ち着きたる處に、日本認識過程に於ける鄉土史への正しき段階が見出されるのである。要するに總ての人文諸科學は祖國民の、否な結局は自己を中心とする民族社會の、實相を認識し、其中より未來の自己社會建設に必要なる智識を見出さんとする處に眞の意義あることを維新後六十年にして始めて自覺したのである。然も其の此處に至るまでに誘導啓發の恩を受けたる歐米先進國の學問的功績の偉大さを忘却してはならない。母乳の滋養によりて嬰兒は生育し、又成人するのであれば、日本主義の、そして遂に鄉土主義の、上に立つに至つた吾々日本人が、歐米の先進諸國に對する學問的尊敬は、今尙昔の如くでならねばならぬ。

斯くて鄉土史の本質的內容を語る鄉土なる言葉は要するに或地域內に住む人間の社會意識を抽象したものに過ぎぬのであるから、中には自己の生れたる部落其ものを以て鄉土と考ふる人もあ

らうし、又或場合にはもつと廣き政治町村の地域を以て鄉土と稱することもあらう。更に又或場合には一郡或は一縣（藩）の廣き地域を以て鄉土と看做すこともあるであらう。否な更に廣大なる世界の立場から見れば、我日本全土が世界生活に於ける鄉土であるかも知れぬ。卽ち歐羅巴や亞米利加に住んで居る日本人には、母國日本は彼等に取りて日夕忘るゝことの出來ぬ鄉國であつて、彼の東京や京都に遊學せる青年が自己の生れ故鄉を懷望すると同樣の熱情を以て祖國日本を顧ることであらう。乍左、鄉土に關する最通俗的なる意義は繰り返すまでもなく各自の生を享けたる土地の謂で、其の青年期又は一生涯を其處に費し、其間に於て政治上、經濟上、其他日常一般の社會生活を律せられたる懷しき我故鄉の意であると解するが宜しく、斯る一定地域內に於ける社會事情なり、又は經濟狀態なりを時代的に究明しようとするのが、謂ふ所の鄉土經濟史であつて、其れは要するに日本經濟史の地域的存在たるを語るに過ぎぬものである。

# 第一章　鄉土經濟史研究通則

研究者が假りに一つの理論を有し、此理論にあてはまるべき材料を求むると云ふような方法に據ることなく、飽までも實地に檢證して材料を求め、此等の材料中に含まるゝ事柄を比較し、綜合して進む處の歸納法に據るべきであるとの見地から、玆に御互の生れたる部落とか郡とか舊藩とかを地域とする社會經濟史の研究方法に就き述べようと思ふ。

蓋し鄉土經濟史を歸納法により研究し行かんとすれば、其處に自ら特別研究と綜合研究の二方式のあることが前提せらるゝのであるが、鄉土經濟史は右二方式中の特別研究に當り、此特別研究は更に飜て國民的綜合史へ達成すべき理想の下になさるべきである。前にも云つたように、鄉土は日本の一部であり、更に日本は世界の一局部であるから、鄉土經濟史研究法も日本經濟史又は世界經濟史の研究方法と全々異るべき筈がなく、唯異る處は一は鄉土を地域とする特別研究、他は一國又は諸國を背景とする綜合研究であることにある。

鄉土の社會經濟史實を有體に認識し、其れが果して日本の他地方にも存在するか、存在するとと

すれば、其れが如何に等同し、又如何に相違するか等を觀んとする處に鄉土史の興味と重要性がある、唯是れ〳〵の事柄が我鄉土に存するとばかりでは何の興味も湧かなければ、學問としての生命が求められない。故に鄉土經濟史は日本經濟史の一部、日本經濟史は鄉土史の綜合統一せられたる成果であるとの根本的見解に立脚しつゝ、玆に其方法の一端を語らんとするのである。研究本論に入るに先ち先づ鄉土經濟史の主要補助學たる地理學と土俗學とに就て一言したい。

## (一)　鄉土史と鄉土地理學

鄉土史が地域的存在である以上は、其地域内に於ける人文諸科學中の或ものが、地理學として現はるゝ事は爭はれない。言葉を換て言へば、鄉土史は鄉土地理と相竝行することによりて始めて各自の職能を果すことが出來るのである。卽ち鄉土（一定地域）に於ける社會相なり又は經濟姿態なりの研究上、鄉土地理に重きを置かねばならぬことは前にも一言したる通りであるが、玆に再び其重要性を強調する次第である。

斯くの如く兩者は互に相倚り相輔くべきものではあるが、然し、鄉土地理學は一定地域に於ける特殊性を發見する上には貢獻するけれども、人類生活史としての共通普遍の性質を發見するには社會經濟史の力を藉らねばならぬ、否な一地方の鄉土地理學を他地方の鄉土地理學と比較對照して其中から普遍共通の性質を抽出しようとする其れ自體が既に多分に社會經濟史的色調を帶んで來たと云ふてもよい。斯る處にまで推し擴められたる鄉土地理學を以て、地理學者は依然として鄉土地理學であると云はふし、又社會經濟史方面から這入つて行つた人ならば、之を社會經濟史であると云ふかも知れぬ。蓋し、地理學は元來地理形態の分布調査を主眼とするもの、社會經濟史は人文史實の連綿性の發見と綜合に主力を注ぐもので、各々其立場を異にするけれども、兩者は決して絶對的のものではあり得ない。

× ×

然らば鄉土地理と社會經濟史の研究調査は何れを先にすべきものであるかと云ふに、大體にして鄉土史料としては、社會經濟史に關する文獻類の方がより早く滅亡し易い、卽ち古文書、古記錄類は申すに及ばず、歷史上の現相を示す建物類の如きも、一旦火災に遇へば忽ち消滅に歸するものばかりである。之に反して地理に關するものは多分の永續性がある。元來狹義に於ける地理學的要素を成す處の土石は「水にも流れぬ、火にも燒けぬ」處の不滅物であるから、五年や十年を經過した處で滅亡するものではない。唯、此等の諸要素と人間世界との結合條件は、時代の進

むに從ひ種々の偶發的又は累積的事情によりて變移するものではあるけれども、其れとて五年や十年を爭ふ程のものでは無い。然るに社會經濟史の資料を形作る文獻は、何と云つても可燃性の材木であり、紙であり、可熔性の金屬であり、毀れ易い土器であるから、今の內に其蒐集と整理と保存に力めなければ、時を經る間に段々と紛失又は消滅して仕舞ふ處がある。故に兩者中の社會經濟史に關する文獻の調査と、其資料の保存とが、より一層急を爭ふことになつて來る。

## (二) 傳承學の補助的價値

後節に至つて述ぶる處ある如く、社會經濟史研究方法の一部を受け持つものに傳承學がある。傳承學とは讀んで字の如く民間に殘つてゐる說話を故老の舌を通じて聽き取り、其れを記錄に止めて社會史なり又は經濟史なりに應用するのである。然らば此傳承學は其れ自體のみを以て完全なる學問上の體系を成し得るものであるかと云ふに然らず、傳承學は文獻的研究と相對的に重んぜらるることに於て始めて深い意義があるのである、殊に鄉土經濟史に於ては前に述べたる如く部落とか、村とか、郡とかの一定地域內に於ける住民の生活史を研究對象とするものであつて、此の一定地域內にある文獻は其の種類に於ても、量に於ても、無限に豐富なりとは云はれない。

よしや若干の文書類が各地に殘つて居つても、其れは主として德川時代の中期以後のものが多い。（第二章第二節特別研究(五)參照）、然るに村々に殘つて居る說話は、其れ自體の正確さに於ては若干の疑問は伴ふけれども、傳承事項の種類に於ても、其量に於ても、至る處多少でも、求めて得られぬことはない。故に鄉土經濟史の研究家は常に此點に細心の注意を拂ひ、故老の說話を聽き取り記述することに力を致さねばならぬ。左れども、其傳承のみを以てしては鄉土經濟史は綴れ得ないのであるから、他方に於ては成る可く多くの文獻を蒐集し、之と前記の口碑傳說とを調和よく織り込むことによりて、始めて肉もあり血もあり、且つ筋目のよく通つた鄉土經濟史が作製せらるゝことを知らねばならぬ。

## (三) 政治史料と生活史料の識別

社會經濟史研究家が田舍の舊家を訪問して史料の檢索を行ふ際には、少くとも二種の研究材料に接觸する、其一は民政史に關する資料と、其二は生活史としての資料である。民政史料と云ふのは例へば鄉帳、檢地帳、年貢割附狀、年貢皆濟目錄、村指出帳、村鑑大概帳、宗門帳等であつて、此等は皆藩制時代の地方政治に關する文書である。今日各地の舊家には此等の記錄の殘つて

居るものが尠くない。然るに此外に尚ほ地方の舊家には農民生活の實際を傳ふるものが多々ある、例へば小作證文、金錢貸借證文、奉公人請狀、村山に關する訴訟記錄、村の罪人取搦狀又は庄屋名主の手記に係る舊記、隨筆類の如き其れである。

斯の如く今日田舍の舊家に保存せられてあるものは、大體にして民政史料卽ち上司が農民を治めたる處の記錄類と、實際生活史料、卽ち農民大衆が自ら生活を營みたる跡を語る處の史料との兩種であるが、社會經濟史研究資料としての價値は寧ろ前者よりは後者にある。然も民政資料も亦農民生活の跡を知り得る好個の材料であるのだから、是亦經濟史材料としての價値あることは更めて云ふ迄も無い。

今日日本の村落に如何なる古文書類が保存せられてあるかを知るには、先づ或一箇村に就て調査したるものを見るが宜しい、玆に私が紹介せんとするのは長野縣埴科郡南條村の鄉土研究會が野中太氣彥氏を主任として過去數年間研究を續けて「南條鄉土研究」を公にし、其第三號南條資料目錄中に收錄せられたる古文書目錄である。抽象的議論よりも實地に行ひたる成績に就て見る方がより早く了解せられ易いから、其實際を知る爲に右目錄中二種以上のものゝ重複せるは之を取除き、重要なる部分丈を簡約して其れを示すであらう。

| 一、檢地帳類 | 年號 | 點數 |
|---|---|---|
| 南條村民圖帳寫 | 應長 七 | 一 |
| 鼠宿御檢地本帳 | 明曆 三 | 一 |
| 新地村水帳 | 寬文 六 | 一 |
| 二、年貢關係書類 | | |
| 鼠宿田畑坪石高帳 | 寬文 五 | 一 |
| 同　出作惣高帳 | 同 六 | 一 |
| 鼠新地石高書上帳 | 元文 二 | 一 |
| 同御年貢名寄皆濟帳本鄉免掛帳 | 元祿十五 天明 二 | 一 |
| 同　新田皆濟帳 | 寬政 六 | 一 |
| 同　御年貢皆濟帳 | 寶永元、正德三、享保十、十五、元文元、延享四、寬延三、明和五、六 | 一 |
| 新地本入作持高水帳 | 元文 五 | 一 |
| 同　本田不足高人別割合帳 | 享保九、寬保三、明和三 | 三 |
| 金井名寄帳 | 正保 二 | 一 |
| 同　高反別帳 | 寶永 六 | 一 |
| 同　巳本作帳 | 寶曆十一 | 一 |
| 同　起返田畑高 | 文化 六 | 一 |
| 横尾田畑荒永引帳 | 寶曆十三 | 一 |
| 同　御年貢庭帳 | 文化 七 | 一 |
| 同　御年貢御吟味書 | 明和 五 | 一 |
| 横尾質入小作米直段書上 | 寶曆 四 | 一 |
| 同諸永役由來 | 同 五 | 一 |
| 同裏山年貢割合帳 | 享和 元 | 一 |
| 同村入用夫錢帳 | 同 | 一 |
| 年貢變更高免付訴狀 | 享保十四 | 一 |
| 年貢皆濟期御訴訟願 | 寬延 三 | 一 |
| 御林下草年季願書 | 同 | 一 |
| 大豆年貢ニ付指出一札 | 明和 八 | 一 |
| 凶作年貢引願書 | 天保 七 | 一 |
| 御取箇引下願書 | 元文 元 | 一 |
| 金井外年貢納金不足催促狀十三ヶ村 | 元文 六 | 一 |

**三、年貢目錄類**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 鼠宿辰土目錄 | 文化 五 | 一 | 一 |
| 新地土目錄 | 萬治 元 | 二 | 一 |
| 金井割付寫 | 天保十二 | 一 | 一 |
| 橫尾割付皆濟仕立目錄 | 寬延元 | 一 | 一 |
| | 寶歷十三 | | |
| | 正保元 | | |
| | 明治四 | | |

**四、宗門五人組書類**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 鼠宿宗門改帳 | 天明 三 | 一 | 一 |
| 新地宗門人別增減帳 | 文久 四 | 一 | 一 |
| 橫尾家數人別書上 | 自寶曆二 | 一 | 一 |
| | 至寬政五 | | |
| 養子緣組送狀 | 文化十二 | 一 | 一 |
| 宗門送狀 | | 一 | 一 |
| 宗門借宅送狀 | | 一 | 一 |
| 金井五人組帳 | 寬政 九 | 一 | 一 |
| 五人組讀本 | 同 四 | 一 | 一 |

**五、法令書類**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 鼠宿鄉中申合 | 寶曆十三 | 一 | 一 |
| 新地村法割合御書上 | 天明 七 | 一 | 一 |
| 半軒前役付ニ關シ伺書 | 天保 三 | 一 | 一 |
| 橫尾村方取極 | 嘉永 二 | 一 | 一 |
| 同博奕不仕取極 | 弘化 三 | 一 | 一 |
| 十四ヶ村儉約定 | 天明 三 | 一 | 一 |
| 新地御儉約御請書上 | 同 三 | 一 | 一 |
| 盜賊觸令 | 寶曆 八 | 一 | 一 |
| 家作觸令 | 明和 九 | 一 | 一 |
| 御觸小前連印 | 寬政十一 | 一 | 一 |
| | 自安政四 | | |
| 御觸寫 | 至文化三 | 一 | 一 |
| 博奕御達連印 | 文化 五 | 一 | 一 |
| 御請一札連印 | 安政 三 | 一 | 一 |
| 切替御定御請證文 | 文化 六 | 一 | 一 |
| 仰渡相定 | 同 九 | 一 | 一 |
| 御達答書 | 天保十二 | 一 | 一 |
| | 十三 | | |
| | 四 | | |
| 救米下賜達 | 明治 元 | 一 | 一 |
| 御達書 | 戊 | 一 | 一 |
| 申渡 | 亥 | 一 | 一 |
| 伊那縣高齡者褒美御達 | 明治 元 | 一 | 一 |
| 中之條御林觸廻狀 | 元文 四 | 一 | 一 |
| 廻狀 | 年代不明 | 一 | 一 |
| 村々教諭書寫 | 安政 四 | 一 | 一 |
| 質屋條目 | 嘉永 六 | 一 | 一 |
| 御高札（實物） | 慶應 四 | 二 | 二 |
| 御布告日誌 | 明治 五 | 四 | 四 |
| | 六 | | |
| 松代地方大法書付 | 年代不明 | 一 | 一 |
| 松代公御無盡內會定帳 | 寶曆十一 | 一 | 一 |

**六、出入書類**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 糸市出入書類 | 文化 六 | 三 | 三 |
| 同 上田町訴狀寫 | 同 | 一 | 一 |
| 旅宿人出入書類 | 寬政十一 | 五 | 五 |
| 辨天島出入書類 | 同 十二 | 二九 | 二九 |
| 鹽尻村對山訴訟書類寫 | 明治十四 | 一 | 一 |
| 新地散百姓訴訟狀 | 寬文 元 | 一 | 一 |
| 年貢御免狀出入書類 | 同 四 | 一 | 一 |
| 高請勘定出入濟口證文 | 享保十四 | 一 | 一 |
| 金井橫尾水出入書類 | 同 二 | 二 | 二 |
| 百姓救高出入書類 | 元文 二 | 一 | 一 |
| 三ヶ村山論內濟證文 | 寶曆 十 | 一 | 一 |
| 洗馬出入濟口證文寫 | 安永 七 | 一 | 一 |
| 下鹽尻金井用水出入書類 | 天保 九 | 二 | 二 |
| 耕雲寺出入書狀 | 寶永 元 | 一 | 一 |
| 入會四ヶ村爲取替定證文 | 安永 九 | 一 | 一 |
| 丸田新堰出入書類 | 文化十二 | 二 | 二 |

**七、交通關係書類**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 岩鼻新道一件帳 | 慶應 | 一 | 一 |
| 右埃工賃狀 | 慶應 | 二 | 二 |
| 御宿記（馬宿） | 明治十九 | 一 | 一 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 番所通行判鑑 | 一 | | |
| 同　米穀手形 | 數十 | | |
| 同　婦人通手形 | 同 | | |
| 同　馬通手形 | 同 | | |
| 同　手充書類 | 同 | | |
| 同　職能書類 | 同 | | |
| 松代傳馬觸 | 一束 | | |
| 松代穀物駄賃仕切 | 同 | | |
| 御往來書上帳 | 一 | 寛政 | 十 |
| 御傳馬免除願 | 一 | 文政 | 三 |
| 御傳馬觸書 | 同 | 同 | 六 |
| 助鄉困窮願書 | 一 | 同 | 六 |
| 御傳馬證文 | 一 | 寛政 | 八 |
| 關所手形 | 一 | 同 | 十二 |
| 御傳馬引揃帳 | 一 | 文政 | 三 |
| 人馬通 | 一 | 弘化 | 三四五 |
| | | 嘉永 | 二、三 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 助鄉差村帳 | 一 | | |
| 人馬賃錢御書上 | 數十 | | |
| **八、社寺書類** | | | |
| 會知早雄神社書上 | 一 | 文政 | 八 |
| 同　關係書狀 | 四 | | |
| 同　閑院宮御祈願所ノ件 | 一 | 天保 | 六 |
| 同　取調書 | 一 | 明治五、八 | |
| 同　明細帳訂正願 | 一 | 同 | 三十 |
| 同　寶物龍池龍躍石摺 | 一軸 | | |
| 酒玉神社拜殿再建奉加帳 | 一 | 寛政 | 七 |
| 八幡宮新築敷地書類 | 一 | 安政 | 三 |
| 祭神名記載書 | 一 | | |
| 社寺由緒記 | 一卷 | | |
| 耕雲寺命名記（晴信） | 一軸 | 天文 | 二五 |
| 龍之丸御朱狀 | 一 | 天正 | 八 |
| 耕雲寺境內禁制 | 一 | 寶曆 | 十四 |



| | | | |
|---|---|---|---|
| 同本堂普請入用覺 | 一 | 寛政 | |
| **九、人物關係書類** | | | |
| 鳳　仙　書 | 一 | | |
| 軸藏六庵記拔文（山崎德左衛門記） | 一 | | |
| 藏六庵記 | 一卷 | | |
| 瀧澤公庵短册 | 二 | | |
| 同記貉和尙之變 | 一卷 | | |
| 祖　鈞　書 | 一軸 | | |
| 山極高明手本 | 二帖 | | |
| 三井翠江書 | 一軸 | | |
| 八十島和藏歸繪（豊國畫） | 二 | | |
| 同　履　歷 | 一軸 | | |
| **十、感賞狀類** | | | |
| 義　晴　感狀 | 一 | 天文 | 五 |
| 晴　信　感狀 | 一 | 弘治 | 三 |
| 勝　賴　感狀 | 一 | 天正 | |
| 孝行賞狀 | 一 | 明治十一 | |
| 帶刀免狀 | 一 | | |
| 知　行　書 | 一 | 天和 | 八 |
| 知行扶助書 | 一 | 正保 | |
| 家康書狀（村上源吾宛） | 一 | | |
| **十一、雜　書　類** | | | |
| 南條合併上申書並指令書 | 一 | 明治 | 七 |
| 南條合併願書 | 一 | 同 | 五 |
| 南條村沿革考 | 一 | 昭和 | 七 |
| 碑　石　調 | 一 | 同 | 三 |
| 俚　諺　調 | 一 | 同 | 四 |
| 南條村ノ出入ニ付 | 一 | 昭和 | 四 |
| 鄉土研究項目概案 | 一 | 同 | 二 |
| 會所申付書 | 一 | | |
| 小學校會計決議文 | 一 | 明治二十三 | |
| 金井村明細帳 | 一 | 寶曆十三 | |

御藏貯麥取集書類　寛政　三　一
新地社倉救借用證文　元治　元　一
村高書上（横尾）　一
小綱新田書上　一
松代領村名枝村庄鄉錄　二
松代領石高調　一
職人書上帳（鼠宿）　一
牛馬書上帳（鼠宿）　一
日向山鑛泉分拆書類　一
金井村役元帳　寶曆十二　一
御林御改帳　文政六　寛政六　三
田畑出生米地代金積取調帳　明治六　一
坪刈平均書上　同七　一
御普請所書上（金井村）　元祿、元文、寛保　一
普請土手場覺（同　）　正德四　一
御普請明細帳（同　）　寛保元　一
横尾澤御普請附帳　文化五　一
千曲普請用材願書　文政六　一
横尾澤御普請出來形帳　明治二　一
横尾澤水口上書　享保二　一
谷川荒申上書　寶曆七八　二
横尾澤水注進書　明和八　一
鐵砲證文　文化五　寛政四　二
鐵砲御改帳　元文四　一
用心鐵砲免許狀　元治元　一
成鐵砲拜借證文　明治三　一
上金御褒美銀割帳　安政二、四　文化四　三
世上風說書上　寶曆十一　一
上田騷動風聞記　同十三　一
孝行奇特書上帳　天明　一
煙草苗詑證文　寶曆九　一
靈神祭禮に就一札　文化十　一





質流證文　享和元　一
田火謹愼御赦免願　安永六　一
田畑賣買證文　寶文七六　一
善光寺寄附受取　寶永八　一
中之條御林盜伐調差上書　安永八　一
鼠宿大火報知書狀　一
弘化四大震届書寫　弘化四　一
御臨幸祀詞下書　明治十一　一
十二、記錄類　一
公私永代錄　一
御留書密書　一
御裁許秘錄　一
御用日記帳（番所）　一
古書付帳　寛政、弘化、天保　一
御用方日記　安政、嘉永、　七
十三、地圖繪圖類　一
南條村地圖　明治四　一
南條村地圖（七千二百分）　昭和二　一軸　一
四ヶ村耕色別地圖　一
南條村要地圖（一萬四千四百分）　一
鼠宿村地圖　一
鼠宿新地地圖　明治六　一
新地村地圖　一
横尾村地圖　寛政四　一
入横尾部落地圖　昭和三　一
千曲川除地圖　明和二　一
千曲川繪圖　天明二、三寛政三、明和二　四
鼠新地川原繪圖　安永五　一
千曲川國役普請圖（鼠宿村）　一
岩鼻繪圖　一軸　一
南埴地質圖　一
信濃國繪圖　嘉永四　一

| | | | |
|---|---|---|---|
| 各部落住宅圖 | 昭和四 | 三七 | 南條村果樹分布圖 |
| 南條村碑石分布圖 | 同三 | 一 | 果樹分布グラフ |
| 各部落果樹調査 | 同四 | 十五 | 一 |

卽ち南條村に於ても檢地帳（水帳）、年貢關係書類、宗門帳、村取締書の如き民政史に關係するもの最も多く、此他に林野關係書類、交通書類等があるけれども、前者に比すれば其數は少ないようである。然も此等の資料をよく吟味し咀嚼すれば、其間に他地方の經濟史と脈絡相通ずる處の社會史なり、又は經濟史なりが成立することになるであらう。而して此等の鄉土經濟史料を如何に活用すべきかは後ち「鄉土資料取扱方に關する二三の注意」の項に於て別に實例を擧げて說明する積りである。

### （四）時代の遠近を考慮すること

歷史は過去の時代に於ける人間生活の記述であるけれども、其が學問上の興味は寧ろ現代よりも近世に、近世よりは中世に、中世よりは上世に在る。上世は既に現代より遙に遠く隔つて居るが故に、其史實の多くは時代の雲霧に閉され、文獻記錄のみによりて之を正確に觀察することが不可能である。元來人間の通有性として糢糊たる雲霧を押し拂ひ、其中より何物かを求むることに興味を抱き易いものである。而して時代が古くなつて文獻記錄の徵すべきものが無いようになれば、民間に傳つて居る處の口碑傳說によらねばならぬし、更に古い處になれば、土中の埋沒物に依りて補ふより外に途がなく、其にしても、年代を溯るに從つて資料は益々乏しくなるのである。正統史派の歷史研究に於てさへ既に左樣であつたとすれば、庶民史研究に於ては尙更其感を深くせざるを得ぬのである。然も玆に思はねばならぬことは、庶民生活史は上代に向ひ溯るに從つて其方式が簡單であつて、吾人の想像するような複雜さを持つて居なかつたことである。其れは現に今日文化の遲れたる地方に於ける農民生活の單純なることからしても判知せらるゝ。遠く隔りたる古代の農民生活の單純さが現今の農民生活の單純さに比べられ得るのである。左れば今日の歷史學徒が遠く隔りたる古代の農民生活の神祕性を憧憬するの餘り、其頃の庶民生活に於ても現在の如き復雜なる生活樣式がありたるものゝ如く思惟して研究を進むるならば、失望に終るであらう。

繰り返して云へば彼の石器時代の遺物たる石斧、矢の根等に依て當時の世態が想像し得らるゝ如く、其頃の土民の生活樣式は甚簡單であつて、其家居は岩窟でなければ巨木の洞穴であり、其食物としては天然產物を食し、衣服は野獸の毛皮又は木の葉の綴りせたもの等であつたと云ふ程

の單純さであつたと豫想して、歴史の視野を押し擴げて行くべきである。

## （五）時代的背景の認識

歴史は過去に於ける人類生活の記述であるから、常に各時代の世相と云ふことを眼中に置かねばならぬ、卽ち德川時代に於ては德川時代相應の、鎌倉時代に於ては鎌倉時代に於ける時代的背景を考慮して觀察せねばならぬ。諺に歴史は繰り返すと云つて居るけれども、歴史が既に時代の産物である以上は、嚴格なる意味に於て同一事件が再現せらるゝ筈がない。唯類似の事件が各時代を背景として重出するに過ぎぬのであるから、經濟史に於ても「時」と「場所」に對する觀念を把持することを忘れてはならぬ。

世には往々にして數十、數百年以前のことを觀察するに當り、今日吾人の抱ける經濟思想、社會觀念又は法律知識を以てせんとする人があるけれども、斯くの如きは時代の世相を全く無視したものであつて、歴史の眞相に觸れたものにあらずと云はねばならぬ。左れば研究者が例へば鎌倉時代の土地所有權又は德川時代の百姓地の權利關係を見んとするに際し、今日吾人の抱く民法の觀念を以て見ようとしても、到底其正體を明かにし得るものでは無いのである。



## （六）社會事變と社會靜態

既往に於ける人間社會の種々相を觀察するに際しては、動もすれば或突發事件に刺戟せられ、之に興味を惹かれ易いのであるが、更に其時代の社會制度や生活樣式が如何に其事變の裏に潛在して居つたかを知る必要がある。突發事變は社會經濟組織の中に起つた動態と云ひ得べく、例へば一村內小作爭議、山論、水論等が其れであつて、此等のあらゆる社會活動に關する出來事は研究者の興味を唆り、眞先に學問研究の材料となされ易い。乍去、社會の動態は常に社會の靜止狀態たる組織と機構を原因として起ると共に、兩者は又互に其內因たり外因たるものであるから、研究者は宜しく此兩者を相對的關係の下に置いて見る必要がある、例へば或村に猛烈なる小作爭議が起りたりとせんか、其爭議の起るに際しては其村に於ける小作制度の不備が原因を成して居る筈であるから、其村に於ける小作慣行を調査することによりて、始めて其爭議の起りたる眞の原因が判ると云ふようなものである。

## （七）經濟心理の把握

社會經濟史の研究者は、單に歴史上の事件や制度の形態のみに注意するに止まつてはならぬ、社會は個人の結合體であり、個人の思惟が隣保に反映して全社會の體制となり、又動態ともなるのであるから、制度又は事件の下に潜む人間心理の作用を探ることが必要である。卽ち事件又は制度に關係ある特定人物や、一般社會人の思想が、其間如何に作用して居つたかを知らねばならぬ、斯く個人心理と社會心理に觀察の眼を向くることによりて始めて過去の時代に於ける人間生活の眞相に觸れ得るのである、而して歴史研究者が個人及び社會の心理を充分に把握し得るならば、其は又兼て經濟史表現の上に於て一段の成功を收め得たものと云はれ得る。何となれば、確實に人間心理の作用如何を讀者に知らしむることによりて歴史記述がよく讀者に訴へられ、一段の光彩を放つことになるからである。而して經濟史に於ける心理現象は決して經濟史實に特立して起り得るものではない、常に或事件又は或制度に促され又は之に伴ふて現はるゝものである。例へば或藩の社會事變に現はれたる農民の對領主心理や、對租稅心理によりて、當該事變と農民心理との關係が判り、又部落有林野の爭奪鬪爭中に現れたる村民心理よりして、日本農民の部落心理が判ると云ふ如く、農民心理は常に凡百の社會經濟現象と相對的に考察することによりて始めて判るものである。今一二の例を引ひて云ふならば、德川時代の庶民騷亂中には夫の天保八年の大鹽平八郎事件や寛永十四年の天草暴動やがあるが、此等は表面の形式上から云へば、共に一種の政治的動亂なるかに見ゆるけれども、其暴動の首領と暴民の心理を支配したる不滿の數々を詳かに詮議して見れば、兩者の間に尠からざる相違點のあることが判る。之と同じやうに德川時代に於ける所謂百姓一揆に就て見ても、各地の、又各年代の、農民が如何なる思惟により動き、又其頭取人が如何なる指揮精神により此等の暴民を統率したかと云ふやうなことを心理方面から吟味することによりて其事件の裏に潜む人心の流れを汲み分くることが出來るのである。又一般讀者の側に於ても、單に表面に現はれたる社會形象の描寫に過ぎざるものよりも、其下に潜む心理狀態の說明を筆者より聽くことによつて、一層よく其事件なり又は其時代なりの眞相を穿つことが出來るのである。

百姓一揆と、浪人の暴動と、更に又水平社暴動と小作爭議とは共に近世史上の一大事實であるが、歴史家が之を無差別に一個の型に入れて農民騷動と簡單に片付けて仕舞ふのでは歴史にならない、歴史研究に於ては連綿と發展の兩性を重んずる、因果の律から離るゝことを許さない、百姓衆が殿樣に年貢を負けて貰ひたいとの歎願も、百姓仲間の物持が領主に金穀を獻じて鄉士となりたるに不滿を懷く平百姓連の暴動も、藩の姦吏と姦商との結托を快しとせざる百姓の謀叛も

亦水田灌漑水の爭奪や、惡水の排泄を競ふ亂鬪や、山の境界に關する出入りや、百姓町人の利害相反する掛合ひも、見ようによつては百姓騷動であり、農民一揆とも考へられようが、此雜多なる社會動亂の諸形象は其れを起したる當事者の社會的、經濟的心理を觀察して其間に分類を立て て見るならば、比較的容易に學問的精確を期することが出來ると思ふ。

近頃よく綜合史と云ふ觸れ出しに於いて、又は特殊研究の名の下に於て、日本經濟史に關する諸々の研究品を手にするのであるが、其史實の取扱方や史論の進め方に於て往々睛に落ちぬ點や、「今少しどうかしたら」と思はるゝものがあるが、其度毎に經濟史研究と社會心理の考察とを併せ用ふるの有利なることを思はざるを得ない。要するに、日本經濟史の學徒が既往の社會制度や、社會事件を觀察するに當りて先づ其形象の研究を最初にすべきか、又は其下に潛む心理現象に逸く眼を着くべきかは、學徒の以て大に心得置かねばならぬ處である。蓋し社會は群衆の思惟によりて動き、且つ如何なる時代に於ても人心動きて社會の制度が建てられ、又は之を破壞するに至つたものである。」

以上の方法論は經濟史研究に從事する學徒の守るべき一面の信條なりと思ふのであるが、此方法論は驀て又日本經濟史に關する諸家の著述を批判するに際し應用せらるべき尺度として世上一般人士の心得置くべきものであると思ふ。

## （八）法制史と經濟史の齟齬に就て

社會經濟史研究上特に注意を要するは、法制史としての事實と、經濟史としての事實が往々にして一致せざるものあることである、是れ領主又は官府が一定の法令に依りて人民の生活を制律しようとしても、其法令の性質上實行に困難を伴ふものがあれば、人民は必ずしや其法令に服せずして其法令を死法に歸せしむることになるからである。例へば德川幕府は寬永二十年に彼の有名なる土地永代賣買禁止令を發布したけれども、此禁令は後ち萩生徂徠の喝破したやうに、幕府が如何に農民の財產處分權を制限しても、畢竟金融の逼迫を促して實行せられないものであつたから、爾來時日を經過すると共に此法令に服せざる農民が無數となり、結局其法はありと雖も、其事實はなきものゝ如くに、土地永代賣買が自ら公然と行はるゝに至つたのである。

試に左の古文書を見よ。

### 借地手形之事

一、金貳拾七兩慥に請取、下栗谷川之內高拾石五斗五升中村傳次郎作りの田力屋敷、其外壹斗五升半蒔作り

三百五拾苅右之二口地形其元へ借置申事實正御座候、於此地形御公儀様御物成、御役金御借り物無御座、惣而何方よりも少も構無御座候、已來出入之儀御座候共、私急度埒明可申爲其手形如件

元祿五年十一月三日

出石源太郎殿　　山田太右衞門

右之地形永代に賣渡候事御公儀より御法度御座候、間借し地手形に仕候、此末何方へ御渡し被成候共不苦候爲其追而如斯に候

出石源太郎殿　　山田太右衞門

（盛岡市茅町　谷口德藏氏舊藏）

右古文書に於て「右の地形永代に賣渡す事御公儀より御法渡御座候間借し地手形に仕候」とあるは當に是れ農民自身が上司の法度に對する違反的思想を現はしたものに外ならぬのである。

## （九）民史と地名

社會經濟史の研究材料が地上の現形物として多分に殘り居ることは既に說明したる通りであるが、中に就ても地名は最克く田舍の經濟的發達の跡を語るものであるから、文獻又は口碑の徵すべきもの無き場合に於ても、其地の地名に端緒を得て溯り得る場合が尠らずある。例へば或地方の新田開發が曾て個人の企業により成り立つたものであれば、其新田成功後に於て開發者の氏名を取り太郎兵衞新田とか與右衞門開きとか云ふ稱號を用ゆる如きである。試に左の一文を見よ。

大藏省伺

泉州泉郡信太明神除地拂下ノ上追々開墾相成候所、新規村名相立度堺縣ヨリ申立ノ趣勘辨イタシ候處、數町歩ノ地隣村等へ組込候テハ取締方差支候趣事實無餘儀相聞、且村名稱呼ノ儀モ相當可然存候間、同縣申立ノ通差許シ度ト存候、依之書面相添此段相伺候也　一月九日

伺之通　明治六年一月十四日

堺縣伺　大藏省宛

管下泉州泉郡信太明神除地信太山ノ儀ハ同郡中村上代村上村等七ケ村入會ノ土地ニ有之候處、庚午十二月御布告ニ基キ右入會地ヲ解放シ土地ノ上入札ヲ以テ大阪商小野善太郎へ拂下候處、先般來專開拓ニ取掛追々滿山皆開ニ相成候模樣ニ付テハ、百三十町歩餘場廣ノ地ニ有之候間、隣村合併取締爲致候儀ニ難至、殊ニ小野某全ク自力ヲ以相開候儀ニ付、其名跡後世ニ殘候爲メ更ニ小野新田ト村名相立申度奉存候、尤追々人家相營候上ハ其村ヨリ戶長役人等へ申付候へ共、當分ノ處隣村戶長ヨリ兼帶爲致度此段相伺申候、至急

御差圖被下度以上　壬申十一月十八日（太政類典、第二編第六十三卷）

又新に村を立つるに當り其村が本村卽ち元村から分れ出たものである場合には、舊村名の次に新田又は新の文字を附して何村新田又は何々新と云ふのである。更に又今日は一片の地名に過ぎさるものでも、往昔其土地が重要なる經濟的又は社會的活動の中心であつた場合がある。中世國府の跡を示す國府村又は國分寺村が其れであり、或は又曾て農村の交易市場であつた土地が今日三日市とか、辰の市とか、卯の町とかの地名となりて殘存するが如きも其れである。殊に面白いのは濱と云ふ文字が海岸を意味せず海產物の賣捌場であつた事を示した場合である。

福島縣安達郡小濱町は太平洋海岸から十二三里もある田舍町であるが、其地名が「小濱」となつて居る爲に、今日東京や大阪あたりの商人が漁業道具の「カタログ」を町役場に送つて來ることがあるそうである

此の山中の一都邑に何故に小濱と云ふ名前を冠したか、之に就き同地の鄕土史家は說を立てゝ、東方太平洋岸の盤城國双葉郡浪江町は昔からの漁業地であるが、此浪江町で捕獲した魚類の消費市場として十數里の山奥地に在る小濱が働いて居たことから、小濱の地名が起つたのであらうと云つて居る。（昭和四年九月、福島縣信夫農學校にて聽取）

其れから又地名は庶民生活の辿つて來た跡を知る爲の重要なる材料であるけれども、此地名は長い間に人の耳と口を通りつゝ其發音の變る事がある、然も此變化したる發音に後人が無雜作に漢字を當て嵌めた場合には其文字の表示する意義が內容に副はずに非常の間違を生ずる事になる。例へば左に例示する御塚（おにづか）が鬼塚（おにづか）となつた如き其れである、

各地方に鬼塚と稱する地名がある、此の鬼塚は或は上世の頃に、先住民族の殘黨たる鬼を伐り從へ、其首を埋めたるにより起つたものも往々にしてあるだらうが、然し亦其中には最初中世貴族の墳墓を「御塚」と稱したるを後年に至り、鬼塚と轉稱するに至つたものがある、例へば大分縣宇佐郡四日市大字葛原の鬼塚は曾て「御塚」であつたと云ふ證據が今に歷然として居る。（昭和四年、十月、宇佐史談、鬼塚考、參照）

# 第二章　鄉土經濟史研究方法

## 第一節　一般要領

### (一)　研究方法と學術の進歩は相對的なり

歷史研究の方法と學術の發達は相對的である。人は先づ歷史其物を知らずして研究方法を會得することは出來ない。吾人の歷史に關する知識の進むにつれて、新しき研究方法を發見し、其發見せられたる方法を應用し調査の上に考案を試みて新しき史實を發見すると云ふように、知識より方法へ入り、方法より更に知識に還ると云ふようにして、歩一歩、其方法を會得すべきである。左れば、歷史研究者が先づ先人の手に成る方法論を參考することは一應推奬すべきことではあるけれども、何時までも其方法論に拘泥してはならぬ、先づ歷史調査に着手して、先人の示した る方法に不備があれば其れを見出し、更に自ら新方法を發見應用するようにしなければ學術は進歩しない、卽ち自己の研究により舊方法論を修正して、新規の方法を發見せねばならぬ。此意味に於て先人の敎ふる研究方法は初學者に對する單に一個入門の葉たるに過ぎぬ。

### (二)　研究上の二方面(綜合研究と特別研究)

經濟史研究の過程としては綜合研究と特別研究とがある。而して同じく綜合史と云つても其中には各時代を通じて全般の問題を綜合したる國民的綜合史と、或一個の問題を時代的に取纏めたる綜合史とがある。例へば日本經濟史とか日本社會史と云へば、あらゆる問題を含んだる國民的歷史であり、又日本の土地制度史と云へば、土地制度なる特殊部門の綜合史である。然も綜合史と特殊研究とは相離るべからざる唇齒の關係にあり、其內何れを重しとし、何れを輕しとする譯には行かぬ、綜合史は特殊研究に依り其內容を補はれつゝ最後の完成へ近づくことが出來ると同じように、特別研究は綜合史家の廣大なる史眼に指導せられて自己の取扱つて居る問題の學的地位を知り、益々其中に深く入り得ることになる。卽ち前者の缺は後者に依つて補はれ、後者の不足は前者の刺戟により進歩すると云ふ相互的關係の下に立つのである。左れば內田銀藏氏も曾て「史料が蒐集せられたならば其集めた所の史料は如何に利用すべきかと云ふ事を知らなければな

らぬ、集めた所の史料を適當に鑑別して類似のものがあれば其れも對照比較する、それから其史料に基づいて一々の特別なる事實を確定いたし、一々の特別なる事實が確定されたならば、今度は一々の特別なる事實を結びつけまして一事件の顚末を論じ、更に進んでは時代の歷史を組み立つる、それから尙一段と進めば一時代と其後の時代との關係を明にするのであります、其を更に結びつけて古今を通覽すると云ふ事になる、玆に始めて一國の歷史を全體として理解することが出來るのであります、まづ資料の蒐集から致しまして特殊事變の研究、特殊事變の研究から綜合的考察に進むと云ふのが、歷史研究の自然の順序である」（內田銀藏氏「史學理論」九七頁）と云はれて居る程であつて、如何なる場合に於ても歷史は先づ特殊研究より始まりて、終に綜合研究に終ると云ふ理想を持つて居なければならぬ。

綜合史は普通中央史家によりて企てられ、特殊研究は地方史家によりてなさるゝを常とする蓋し中央史家は中央に在り種々の學問的機關を利用し得る機會多きが故に、各地より零細の資料又は特殊研究の結果を蒐集し得る便宜があり、地方史家は自ら其地に永住して調査又は史料蒐集上に便宜を有すること到底中央史家の及ぶ處ではない、左れば中央史家と地方史家が互に相助け合ふ事によりて綜合經濟史の發達が期し得らるゝのである。無論中央史家にして特殊研究を企つるあり、地方史家にして綜合研究を達成し得るものが無いではないけれども、本來の學問的奬勵の方法より云へば、特別研究には地方史家之に當り、綜合研究には中央史家が當ると云ふ大體の分業は豫め立つる事が出來ると思ふ。

### （三）學史的研究の必要

彼の經濟學研究者が最初先づ經濟學史の閱讀を試るを必要とするように、經濟史研究者も其始めに當りて先づ經濟史に關する先達の業績に一通り眼を通す必要がある。卽ち問題とする或る經濟史に就き先達が如何に苦心し、如何なる考察方法を用ひて居るかは後進者に對して有益なる暗示を與ゆるのである。

殊に或る特別なる事項を研究せんとする場合に當て其事項に關係ある參考書を一通り讀むことは別項にも說明しある通り甚だ必要のことである。從令其研究事項に直接關係のない書物でも、兎に角經濟史に關する先達の著述を一讀すれば、其間に一般的史實の取扱方や、考へ方に付て敎へらるゝ處が少くないのである。

## 第二節　特別研究

### (一)　史實の精細なる調査

特別研究に於ては、根本資料を使用せねばならぬので、其間に相當の勞力と時間を要するけれど、研究技術の上より云へば、一特殊研究は綜合研究よりも比較的容易であるから、初學者としては先づ此容易なる特殊研究より始むるが宜しい。特殊研究に於ては、其研究せんとする事件の內容に就き成るべく精細に調査し、記述し、以て其事件內に於ける史實の比較や、結論は此精細なる調査を行ひたる後に於てなすべきである。嚴密精細の記述を伴はざる特殊研究は科學的法則に據らないものであるから、學問的價値が其れ丈け乏しいことになる。而して一地方に關する特殊研究をなす場合には實地に其地を踏むにあらされば充分なる效果を擧げ難い。其地に臨みて一般史との關係や、地理や人情や風俗やに付き實際に觸れ、又其地の故老の說話を聞きて始めて完全なる特殊研究を遂げ得るのである。斯くして作り上げられたる特殊研究には往々にして資料を其



儘揭出する場合があるが、其れは寧ろ學術上奬勵すべきであつて排すべきものでない。然るに世の學者、殊に青年學者は或る特殊研究が餘り精細に敍述された結果、其の研究品中の素材——古文書、古記錄——が裸出し居るのを見て、史論の整齊を缺くとの批評をなすものがあるが、斯かる批評は綜合史と特殊研究との差異を辨べざるものである。特殊研究に於いては出來得る限り細密に調査し論考することを職とすべきであつて、其引用せられたる古文書、古記錄の讀みづらいため、素材の裸出をうるさがり、之を無用の夾雜物とする人の如きは、社會經濟史學の健實なる發達を企圖する學者でないと思ふ。

### (二)　史料出所の吟味

特別研究に從事すれば勢ひ種々の文書記錄に接觸することになるが、其中には往々にして其土地の藩主が領內統治の爲に發したる布達書類があり、又は德川幕府禁令の一部分が其藩を通じて管內の代官や庄屋に傳はつたものがある、其內に若し德川幕府より發せられたるものがあれば、其れは封建制度の集權的主體たりし德川氏の政治意識が藩の政治に現はれたものであつて、列藩獨特の政治史料ではない。故に或一藩內の經濟史を研究せんとするに際し德川幕府の發したる禁

令を其落の布達として取扱ふやうな間違を犯してはならぬ。例へば田舍の舊庄屋の文書中には强訴徒黨に關する布達書が見え、又農政上の觸書中に本田に煙草を植ゆるべからずと云ふような達書がある場合には、其れは兩者何れも德川幕府の發したる禁令であるから、此等は地方經濟史料として取扱ふべきものでは無いのである。

資料の出所に吟味を拂はない一例として語りたきことは最近日本の社會科學に志す二三の若き學徒の研究成品に就てゞある。此等を讀んで私共の遺憾に思ふことは、折角或る過去の時代の特殊なる社會形態を捕へて小まめに論攻を進めて居りながら、自分の學問的態度よりは遙に總括的で、稀薄で、大衆向きに書きなぐられてある日本何々史とか、又は近世何々史とかから無雜作に史料を引用して素知らぬ振りをして居ることである。國際間の貿易に商品の逆輸入と云ふことがあるが、學問研究の方法に於て資料の逆輸入程不體裁で、自己を利する處少いものは無い。官私大學の研究室あたりで相當の教授が指導して居るのであれば、斯る逆施倒行を見るようなこともあるまいが、一般の駈け出しの若き學徒に於ては時々右のような過失を平氣で犯し、其れを一廉の學術雜誌が揭載するようでは尙更遺憾なことに思はれる。

日本社會科學の入門者が先づ教科書的なる綜合本を手にして專攻學科の概念を會得することは初參者の學問過程として一度は必ず通過せねばならぬことで、其れを强ち惡いとは云はないが、一旦入門したる後に於て此等の綜合書から貴重なる學問生命の血と肉とを吸收しようとすることは一方から見れば恥辱である。

若き學徒が眞に學問良心に燃えて自己の强き足場を學界に打立てんとせば、其研究成品は大であれ、小であれ、決して先人の使ひ古した糟粕を嘗めたるものであつてはならぬ、自分の書いた一行一頁は必ず日本社會科學の大殿堂の何處かを構成するに足るべき素材たるの心懸があらねばならぬ、斯る意氣込を以て精進する處に若き學徒の眞面目があり、前途を照らす誇りがあるのである。

## (三)　史實と推論

經濟史は實際學である。實證主義に基いて材料を蒐集し、此材料の蒐集一通り完成したる後に於て始めて之が記述に取り懸り得るのである。確實なる資料（文獻資料——口碑資料）に基礎を置かざる經濟史は一片の物語りに過ぎぬ。然も縱令史料が豐富であつても、其資料が不正確であるならば、全體としての價値を損することになる、資料の蒐集終りて始めて此等の資料を咀嚼す

る段取となるのである。

たれば實證主義に基く歷史の研究は彼の大工の棟梁が種々の材料を使用して家屋を建築するやうなもので、家屋の材料が揃はなければ如何に名棟梁でも家屋を造ることが出來ぬ、然れども亦一方に於ては材料が全部出揃はなければ綜合觀察が出來ぬかと云ふに然らず、大體の材料が出揃つたならば一先つ組立てゝ見て之に全體としての形態と時代的色調を帶ばせて聯繫せねばならぬ、此點に付き曾て文學博士久米邦武氏が「歷史事實は構造すべからずと雖、條理事情の一定したることは批評と判決を下すを妨げず、否下してこそ學といふ本分を果すなり。我輩は史實考證の外にたしかなる情理を講究して識見を養成するに力め、之を鍛研して判斷の利刃として有す、史實を尋繹して輪廓ほゞ成れば、其利刃を用ふるを憚らず、斯くしてこそ學と云ふことは成り立つなれ、此刃鈍なれば、群疑滿腹に煩悶し、腑甲斐なき讀書人と成り果つべし」(大正二年七月「歷史地理」――「土地分配法は國史學の原基なるを論ず」)と言はれたことがあるが、洵に至言である。

## (四)　古文書讀解難

特殊研究の材料としては現存地物、器具類、傳承談話等があるけれども、故人の手記に成る文

乍恐以書付御願申上候御事

一 水窪原御新田之内九町四反歩我等共所持仕候處に川崎平右衛門樣御支配之節開發可仕旨被爲仰付候共殊外薄地其上猪鹿多く御座候而畑ニ難成由申上候共右反別之内半分畑之帳面に仕差上け可申由被仰付候に付無據四町七反歩畑之帳面に仕差上げ置申候此度御檢地先御見分之上何卒只今地面之通松林に被爲仰付被下置候はゞ難有奉存候以上

寶曆八年寅の七月

武州高麗郡下大谷澤村
百姓 伊兵衛㊞
名主 庄左衛門㊞

伊奈半左衛門樣
御役所

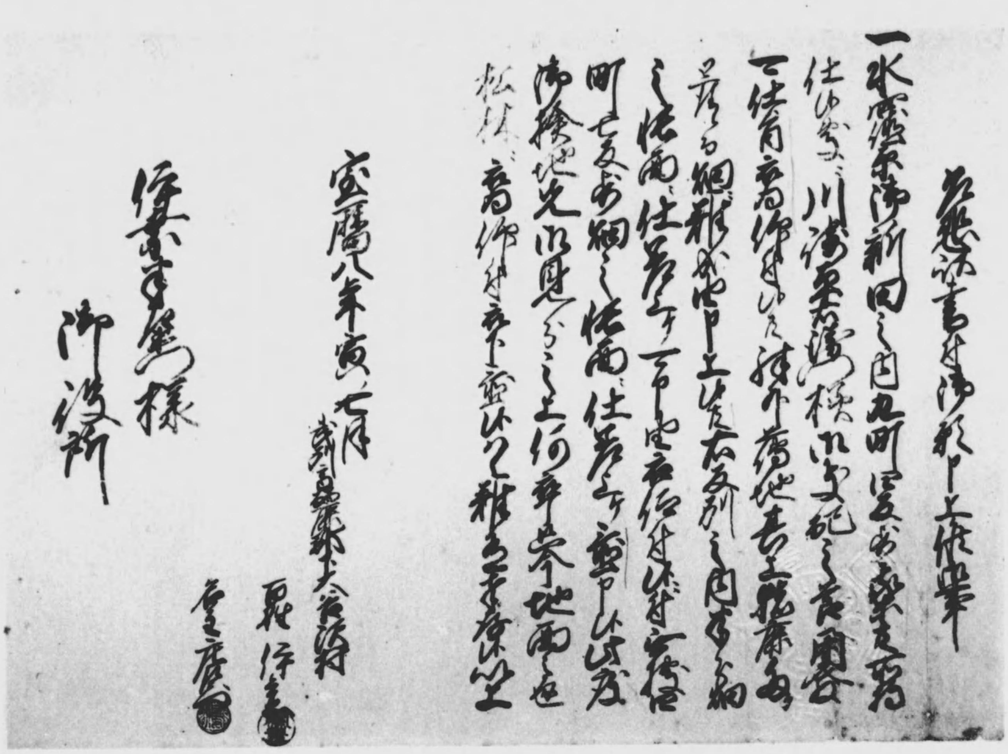

一札

豆州田方郡修善寺村百姓新左衛門娘おいち儀當丑年弐拾七歳に罷成拙寺旦那に紛無御座候間願之通被仰付候ハヽ右おいち儀宗旨寺替仕茂左衛門と同宗田京村藏春院旦那に相成度旨相願候に付可被下候爲後日依而如件

文化十四丁丑年
三月八日

豆州田方郡修善寺村
修禅寺㊞

寺社御役所

一札

## 差出申一札之事

今般曾我豊後守様より左之名前之もの一同代二而者難成病氣ニ候はゞ駕籠ニ而成共早々可罷出旨別紙御差紙頂戴仕承知奉畏候早速出席御屆可奉申上候勿論右御差紙墨付汚等一切無御座候依て御請書差出申所如件

文政十三寅年十二月三日

甲州都留郡

上谷村

禪宗　普門寺

寶泉寺

鄕宿　覺兵衛

市重郎

庄右衛門

下谷村

名主　吉兵衛

組頭　五郎右衛門

元右衛門

甚右衛門

久右衛門

治兵衛

右村役人惣代

名　宗左衛門

源太夫

江戸神田小柳町壹丁目

とらや久左衛門殿

借用申金子之事

一金壹㊞兩也　但し文字金也

右者我等共差支之儀出來書面之金子慥に請㊞取借用申處實正也
返濟之儀者壹ケ月に貳拾兩に壹分之割合加へ當九月廿日限り
に元利共相揃急度御返濟可仕候若し其節當人より出來兼候は
ゞ加印之私共より無滯急辨金可仕候爲後日借用申證文依而如
件

天保十三寅七月　新田郡阿さ美村
借用人　伊兵衛㊞
如來寺村
證人　紋太郎㊞
下新田村
同　藤八㊞

下新田村
兵右衛門殿

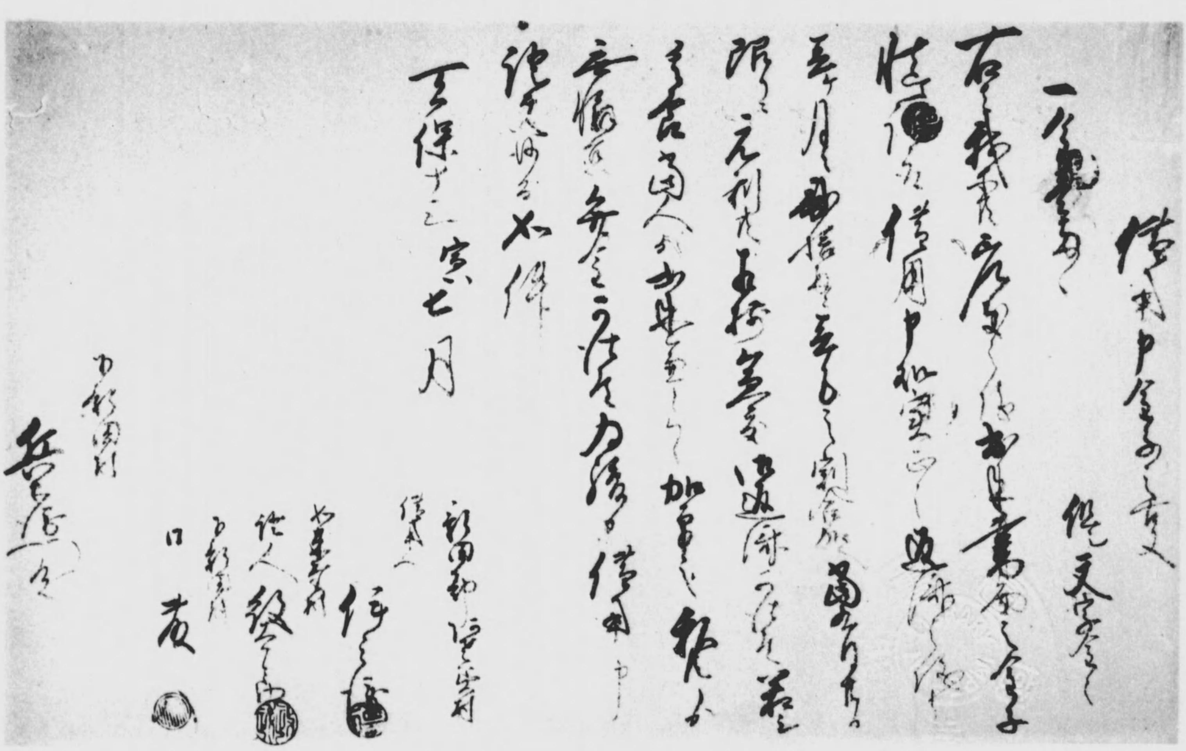

桑質證文之事

一　家敷桑不殘　　但し通用金也
　　質代金貳兩

右者當戌年之御年貢ニ差詰り書面之桑貴殿方質物に相渡金子不殘只今受取申處實正に御座候右桑年季之義者當戌年より來る丑年迄中三年季に相定め申候年季明けに相成金子不殘返濟致し候はゞ右桑無相違御返し可被成候若し又其節に相成金子出來兼候はゞ以此證文ヲ貴殿方に而御支配可被成候尤此桑に付少も差構申もの無御座候爲後日桑質證文仍而如件

戌年十一月

入主　次郎兵衛㊞
證人　庄藏㊞
組頭　利三郎

正作殿

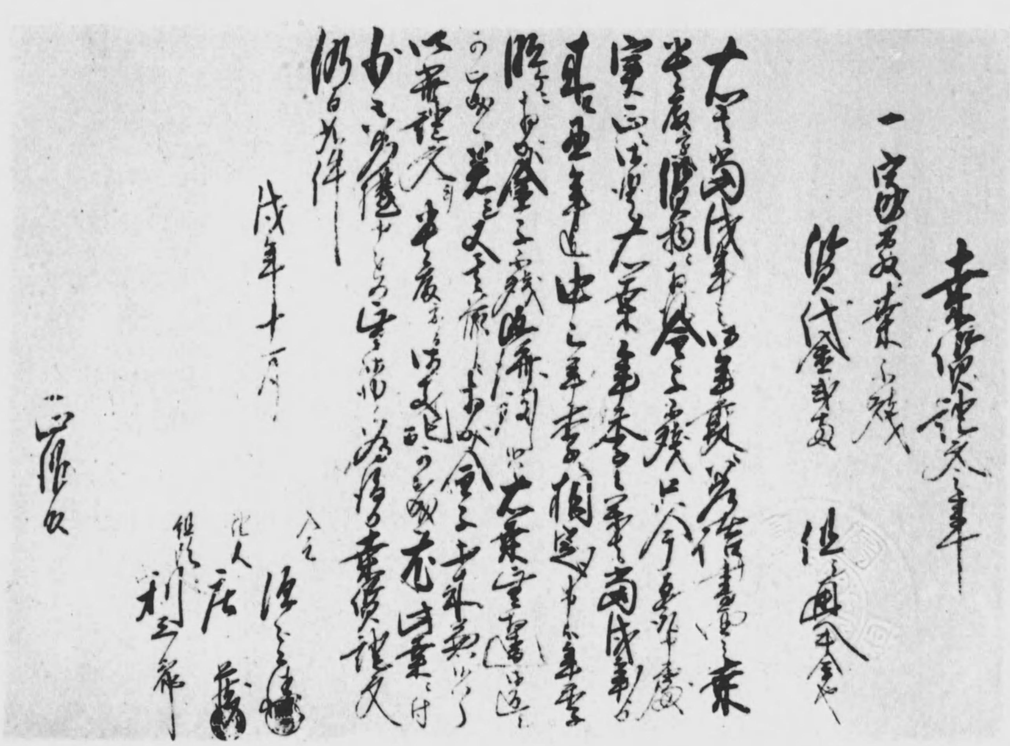

書が重要材料たることは云ふまでもない。然も此草書の字體は一氣に讀解することが困難である
から、初學者の意氣を阻喪せしむるものが無いとも限らぬ。古文書を讀解する方法としては先づ
幾通もの文書を繰り返して讀む間に自ら古人の手法に眼順るゝのも一方法であるが、更に別法と
しては草書の臨寫又は手習をなすのも一つの方便である。又一概に古文書と云つても、普通の舊
家に在るものは後に說明する如く近世に關するものが多くして中世のものは少く、經濟史に關す
る在鄉の古文書と云へば先づ德川時代のものであり、又同じ德川時代でも、初期のものより幕末
に近くに隨ふて其分量の多いのは事實である。

私は將來經濟史でも研究して見ようとする人には私自身の所持する數千通の德川時代農民文書
の若干を臨寫することを勸めて居る。少くとも數百通の文書を讀み、之を臨寫して行く間に自ら
當時の語法と運筆に目慣れて大概の古文書が讀める樣になるばかりでなく、中世の漢文書も亦隨
つて其處から進んで讀める樣になる、何となれば德川時代の文體並に語法は中世のものが崩れて
傳つたものであるから、德川時代の古文書が讀破出來れば、中世の古文書にも隨つて接近し易く
なるのである、併し中世の古文書は今日農村に殘り居るもの甚だ少ないことは次項に述ぶる通り
である。

尙ほ古文書讀解の手引の一端にもとて、玆に農民文書五葉を寫眞に取つて挿入することにする、實は本章の此項には數十葉の農民文書を挿入して、讀者の古文書讀解の手引としたかつたけれども、出版者の都合上其事が許されぬので、僅か五葉で辛抱せねばならぬのは殘念である。因みに此處に挿入した古文書は唯文字の形を讀み解く爲に採用したものであつて、文章の意義には更に顧慮を拂つて居ない、寫眞に副へたる別の譯文と照し合せて、讀解の練習に使用せられたい。

## （五）中世期文書の稀少なる理由

前に述べる如く私の狹き經驗を以しても、今日農村に於て發見する資料は多く德川時代に於ける文書であつて、足利、織田、豐臣時代のものは戰史關係の感狀類の外は殆ど見ることを得ない狀態である。然も德川時代の末期に近くに隨つて資料が多く、其年代が古くなればなる程少ない、殊に慶長元和の頃になると其所見が一層少いようである。斯く年代の古くなるに隨ひ、殊に中世期に溯るに隨ひて、其資料の乏しい原因は何處にあるかと云ふに、其れには少くとも三つの原因が數へられると思ふ。其第一は日本の中世は一種の學問的暗黑時代で、當時の支配階級たる武士の權利のみ獨り强盛なる時代であつて、農民は文字を知らず、文字は唯武士、又は僧侶、神官等に依り取扱はれ、又當時農村文化の中堅をなしたる在鄉の名門は中世末期の社會變動期に際して農村を棄て城下町を指して集中するか、又は滅亡して仕舞つて、其儘村落の勢家として土着した る農家は其の數に於て僅少であつたのである。

第二には德川時代に至り各地の藩主は屢々入れ替へられ、中世以來引續き同一地に在住することの出來たものは、薩摩の島津、陸奥の津輕、南部氏位のもので、其他の諸藩は概ね德川時代に至り幕府より新置せられたのであるから、此等の諸藩主は何れも中世期に於ける前城主の勢力を排除することに全力を盡した。卽ち前領主と其領民との間の關係を示す處の文書や、前の領主に保護せられた地方土豪の家に記錄類があれば、其爲めに後の藩主の政治が圓滑に進まないとの考から、德川幕府より封せられたる新藩主は力を極めて此等の中世文書を取集めて沒收した。例へば加賀の藩主前田氏は新に德川氏より同地方の藩主たるを許さるるや、領內鄉村に於ける古文書類を取集めて沒收した（昭和五年十一月能登國、七尾町に於て、小田吉之丈氏談）。又薩摩の島津氏は肝屬郡地方に於ける肝屬氏の勢力を根本的に拂ひ除く爲めに舊家の文書を悉く取り上げて燒却したから、肝屬氏に關する史實は今日薩張り分らぬと云ふ（昭和三年八月大隅國肝屬郡に於て聽取）。

第三の原因としては火災の頻繁なることである、我國の村落制は上古以來密集村落である上に、其構造は悉く木造であるから、一度火を失すれば、忽ち數戸又は全部落が悉く烏有に歸した例が少くない、私が昭和三年八月、山口縣萩町郊外の國守家を訪ねた時にも、國守家は奈良朝以來一千百有餘年間連續し來つて居る家柄であるけれども、既に少くとも三回の火災に逢ふて居ることは、其屋敷の土層の斷面が若干距離を距てて三層の燒土から成つて居ることに徵しても判るとの事であつた。斯くの如く屢々なる火災の爲めに日本の農村は、其時代の古くなるに連れて、古文書類が乏しくなつて居るのである。

## (六) 經濟史研究と下層描寫

近頃私が痛切に感じて居ることの一つは、現代日本の農民を精神的に甦らすには、どうしても彼等自身の實生活の跡を端的に究めて、之を彼等に教ふると共に、社會一般の人々にも之を認識せしむる必要さである。

日本歷史の二千五百年間は、或は貴族や、武士や、資本家が野良に働く土百姓を下敷きにして彼等の血と肉とから、自分達の營養分を吸收して來た處の政治史であり、戰爭史であり、物持社會の漫步行樂の歷史であつたから、大衆農民の文化——其れは多分に色の褪せた汚いものではあるが——は誰の筆にも、記錄にも上らずに、雨露に晒され、風雪に吹かるゝ儘に或は消え、又は朽ち果つることを繰り返して來たのである。

純情にして無垢なる農民は自分等の生活史として知らねばならぬ村内の社會的出來事や、人物や道具や、風俗やを山ほど澤山持つて居りながら、其の生活實驗史は皆目教へられず、否な自ら進んで其れを記錄したり、學んだりすることを罪惡かの如くに考へさせられ、其の反對に何々天皇の御代に京都の公卿の何某が遊びに來たとか、何處の城主が戰爭に負けて自殺した其首塚が何村の何處に在ると云ふやうなことばかりを聞かされて、大事な自分達の生活環境は全々史學の範疇に取り入れられなかつたのが、從來に於ける歷史學徒の步行の跡だ。

尤も近頃經濟史とか、社會史とか云ふ方面に向つて學者の觀察が集つては來たが、其の所謂經濟史や、社會史やは未だ〳〵多分に貴族的である、上部描寫の臭味から脫して居ない。故に日本の庶民社會、殊に田舍社會の農民が今日の經濟史や、社會史から教へらるゝ知識は上層描寫に止つて居るのであるから、彼等の置かれたる社會潮流の方向を充分に判知せしむることが出來ぬ。其ればかりでは無く、赤裸の農民生活史に觸るゝことの出來ぬ日本農民は、現に彼等の目前に置

かれたる固有文化の歴史價値を知ることを教へられないために、農村生活に對する純眞の興味を起し得ない、彼等は日本農民としては貴重な寶物を持つて居りながら、其の珍寶たることを知らずに、父から子、子から孫へと傳へられつゝ、其間に古ぼけて、老ひて、枯死しつゝある。

貴族や、武士や、金持社會の歴史が日本の正史であるかのやうに教へられて居る間は、百姓の身邊を取り卷く事々物々は其形小さく、事皆が汚く見ゆるのが當然であらう。政治史や貴族史の前に出でゝは、自己の社會の出來事も、家財道具も、生活仕法もすべて裏恥しいやうな氣持で取扱はれ勝ちであつた。例へば「天正何年、何國の城主、奮戰して首級何個を落し、長驅して隣郡に入る」と云ふやうな戰史の前では「何年何月、村の何兵衞が何某と水喧嘩をなし、田の畦畔にて摑み合つたが、庄屋の取りなしで、仲直りが出來た」と云ふやうなことは、語るも恥しく、所詮歴史の種草では無いと考へられて居つたのである。

此意味に於て、是迄の所謂鄉土史誌は可なりに上層滑走であり、且つ輕薄でもあつた。彼の全國至る處に西行法師や、小野小町の遺跡が無數にあるのは、村の鄉土史家の頭が貴族宗に溺れて居り、中央集權的である爲めに、阿呆の寢言に等しい傳說に更に尾鰭が附いて、西行法師や小野小町が其村に引張り込まれた結果である。一體西行や、小町が其村で小便をした位のことが、何程村の住民の實生活に關係があつたと云ふのか、其れが聞きたい。

日本の農村から一切の貴族臭味を除き、又中央集權的なる考へ方から離れて、村落の內外を仔細に觀察するならば、其處に汚くはあるが、地味ではあるが、然も生きたる歴史の淸泉と、盡きざる實生活の絲口が或は流れ、或は前に轉つて居ることが判るであらう。

今試に一廉の歴史家が農民生活に就きて若干の知識を得、村に入つて、百姓と語り、其前に橫はる道具に就て、家屋に就て、衣服に就て一々の歴史を簡單に談じて聞かせるならば、彼等の顏には見る間に微笑が動き、滿面の輝きを示すであらう。此の微笑と、此輝きこそは、實に來るべき日の日本農村の運命を左右する力であり、勢である。

無論過去の時代に於て庶民生活が其上層機構たる政治又は法律の影響を蒙つたことは今更云ふ迄もないけれども、然も政治や法制の下には必ず庶民階級の經濟的活動が伴ふて居たのである、今其著しき一例として、明治十一年に明治天皇が東北地方を巡幸あらせられた時、越後國南蒲原郡加茂町に駐蹕あらせらるゝに先ち、鳳輦並に鳳輦に扈從したる百官の宿所其他の費用負擔に付き加茂町附近の人民が肝膽を碎いた事實を語らう。



## 來ル八月　御巡幸被御出候ニ付テハ

## 第二章　鄉土經濟史研究方法

天皇陛下吾輩人民ノ疾苦風俗ヲ御巡視セラルヽノ御盛儀ナレハ、實ニ歡悦慶祝ノ至ニ堪ヘス候、然リト雖、行在所ノ始ニ供奉方ニ多人數ノ御宿ナレハ其諸費少ナカラザルベシ、然レバ假令有志輩アルトモ容易ニ是ヲ保ツ能ハズ、因テ豫メ經費出金ノ方法及御巡行ニ關スル事務ヲ議決スルコト左ノ如シ。

一、行在所新築ハ悉皆市川厚次郎ニ於テ自費支持候事

一、右太臣始メ官員方、夫々重立ノ者ニ於テ御宿可致事

一、道路橋梁ノ修繕及御巡幸ニ關スル事務ハ區内戸長ハ勿論、重立ノ者ニ於テ相任ジ、同心協力日々克成功可致事

一、諸費金額ハ未ダ部定スル能ハザル儀ニ付概千ノ高ニ至ルトモ十分四分五厘加茂町、三分五厘上條村、二分ハ挾口村ト定メ、各出金ノ方法相立ツベキ事

一、前ニ關スル儀ニハ協議宿ハ井上三九郎宅ト定メ、區長及主任者ノ通達ニ應ジ、連署缺席無之各般ノ事務擔任スベシ

尤無據事故アラバ名代差出シ差支相成ラザルヨウ可致事

右ノ通リ決議候處相違無之仍テ盟約連署致置候也

明治十一年

市川厚次郎

外五十六名

（昭和四年八月七日、新潟縣南蒲原郡加茂町、市川辰雄氏方にて謄寫）

明治天皇は前記盟約書に見ゆる市川厚次郎氏方に鳳輦を駐められ、今日にても市川氏の庭先には數千餘圓の巨費を投じて作製せられたる記念碑があり、其碑面には「明治天皇駐蹕所」の文字が西園寺公望公の筆により刻せられてあることは、私が去る昭和四年八月、同家を親しく訪ねて實見したる處である。然るに加茂町の鄉土史家は勤もすれば當時明治天皇に扈從したる百官卿相の名前等を記するに急にして、當時此巡幸の爲に經費の負擔を餘儀なくせられたる人民の苦痛に就ては餘り注意せざる如き有樣であつた。吾人農民史學徒は玆に思を潜めて斯くの如き場合にはひたすら上層描寫にのみ走るよりも、寧ろ當時の社會經濟の眞實を語る町民の負擔を記することに力を注がねばならぬ。而して學問上に於ける斯かる重民史的態度は巡て又來る日の農民に有形無形の幸福を齎す動機ともなるのである。

## （七）文字の誤記と解釋

古人が或る史實を記錄するに當り、其地方に誤りたる慣用語ありたるに氣附かずして其儘記錄したる場合がある、例へば德川時代に於ける金利の歩合の如きも普通には年利何割、又は月何分

或は千貫文に付何文と記するのが常であるが、中には此の「割」の字を「分」の字の代りに使用して月何割と記してある場合がある。

借用申手形之事

一、代物四拾五貫文

但し壹ヶ月五貫文宛當正月より九月迄都合四拾五貫文

右之通、旦那入用ニ付百姓共借用候所實正ニ御座候、利足之儀月貳割半之御定に御座候、御返濟之儀者當十月二十日限旦那知行所物成米之内成米四拾五駄時之相場相立御勘定可申候、御定之月日相違致候ハヾ催促何人或共御附可被下候、尤日雇仕壹人ニ付百五拾文宛相渡御賄可仕候、爲後日之受合肝煎印形如斯御座候

寛政三年亥ノ正月　以上

村上多門領猪谷村借主

半内㊞

同　侶助㊞

同　長藏㊞

同　德右衛門㊞

同　小左衛門㊞

久慈町受合

彌助㊞

村上多門領肝煎

小右衛門㊞

久慈町

善右衛門殿

前書之通拙者入用ニ付月々正月より九月迄得御繰合候代物四拾五貫文利足壹月貳割半之御定に而當十月二十日限無間違可及御返却候爲念末書如件

亥正月

村上多門㊞

久慈町　善右衛門殿

（盛岡市　茅町　谷口德藏氏舊藏）

の如きが其れである。右の文書に就て見るに如何に高利の借金たりと雖、一ヶ月に二割半、一年にすれば三十割となり元金五兩の場合には其利子許りでも年に十五兩となる計算であつて、到底

あり得べからざる高利であるから、此文書の場合に於ては二割半は卽ち二分五厘の誤用であることに氣附かねばならぬ。然かも斯の如く誤りたる慣用語を其儘記錄に止ることは民間文書許りでなく、官邊に於ても同樣の誤謬を犯して居る場合がある。例へば明治元年四月（卽ち慶應四年四月）太政官札の流通に關する布告中に、

一、拜借金高の內、上納の札は於會計官燒拾可申事
但正月より七月迄に拜借之分は其暮一割上納、七月より十二月迄に拜借金上納の分は五割上納可致事
（五割の割字分の誤か）

として「割」の字と「分」の字との誤用を官廳自ら訂正してあるが如き其適例である。（大藏省「貨政考要」二卷二頁）

## （八）古文書の眞僞

經濟史の研究資料にも往々にして僞物に接することがある。普通利害關係の伴はざる文書には僞物を作る必要がないから、後世の學者を誤らしむることはないけれども、利害關係を伴ふ彼の田畑の境界、又は村の官有林や、入會林野に關する文書に就ては往々僞書を作成することがあるから、其眞僞を確むる必要がある。其眞僞は如何にして判別するが、今一の方法として顯微鏡によろ方法を示すであらう。

古寫本の眞贋觀破に顯微鏡の利用

寫本は元來贋物の多いものであるが關東大震災後古書の拂底と古書熱の勃興に唆られていよ〳〵僞物の橫行が烈しくなつた。うつかりしてゐると、とんでもない贋物をつかませられる。それを少しも知らずに堀り出し物でもしたやうに考へて有頂天になつて居るのだから世は大平だ。

御家流の書家と純和紙さへあれば、上野の圖書館に二三日も通へばすぐさま立派な寫本が出來る。斯んな古寫本製造專門家が澤山ゐるといふ話だ。

紙を古く見せることはさほど難事ではない。多くは番茶や煤べ煮染め、疊の下や椽の下か天井裏に釣り下げて置く。虫食は砂糖水をふりかけて蟻に喰はせて急造するといふ話である。理齋隨筆にも次のやうに書いてある「或人申しけるは紙を古くするには番茶にて染め、疊の下に入れ三十日ばかり置く時は誠に年經たる紙に見ゆるなりと。また或人の傳に紙に煤にて煮染め、さて其の後椽の下に入れおくなり。また虫ばみを拵えんと思はゞ砂糖水をその思ふ所へふりかけ置けば蟻の喰ひて則ち虫ばみとなる也とぞ、此れ等のことは人を欺く仕方、必ずみづからたわぶれにもすることなかれ。れ然ども心得に覺えて居るよし」

これ等の贋物たることを見破るには種々の方法があるが、直に利用出來るものとしては顯微鏡の利用と

紫外線の利用である。紫外線に就ては他日之を述べることゝし、こゝでは顯微鏡の利用だけを御話して置かう。

昔の紙と今の紙では紙質も全然ちがふし、材料もちがふ。又、同じ昔と一口に言つてもその時代で違き方も材料もちがふから、すぐわかる。

材料で言へば、奈良朝時代の紙は麻、穀楮を材料として居る。法隆寺百萬小塔の經紙は麻といふことである。平安朝時代にあつて、多少雁皮紙も現はれたが、その多量に製出されたのは室町時代である。その後、雁皮紙の利用は一時衰へたが德川末期からまた再興された。三椏は文化文政頃から廣く用ひられた。尤も靜岡縣庵原郡炭燒村には慶長年間に調製した三椏の紙が殘つて居ると云ふし。甲斐でも享保頃に製出したといふ記錄があるといふから、三椏の利用は文化文政よりもずつと古いかも知れないが、國内でも普遍的に用ひるやうになつたのは無論文化文政頃からである。斯様なわけであるから、空海や正成の眞筆に三椏入の紙が用ひてあつたならば先づ贋物と判斷して差支がない。

この頃の和紙は純楮製とか純三椏製とか言つても多くは稻藁や木材纖維を含んで居るから、顯微鏡で見れば一見してわかる。昭和二年土佐紙業新聞社發行の帝國國產和紙標本に連つて居る和歌山製紙株式會社の高野紙は證票には純楮と明記してあるが、顯微鏡で見ると纖維の內腔の著しく廣いものがあるし、酸化アンモニア銅液で處理すると、一樣に膨大するものと瓢箪形または念珠形に膨大するものとがあるから、恐らく楮以外に三椏と麻を混じて居るものらしい。同書の島根縣鹿足郡日原村小直瀧元組合製品も純三椏製と書いてあるが檢鏡すると木材パルプが加へてある。プロロガルシンと鹽酸で處理しても紅色を呈するから木材パルプであることが疑ない。斯ういふ和紙を用ひて贋寫本を作るのであるから、顯微鏡さへ用ひれば容易にその眞僞が覿破出來る。

左に重要な纖維の鑑別法を記して置く。

三椏　靱皮纖維は稍々木化して居る。その形は不規則である。中央部に向つて急に太さが增すのが著しい特徵である。細胞膜壁は厚く、內腔は一般に廣いけれども時々狹い部分や全く腔部のないものもある。先端は丸いが、往々分岐して居るものもある。長さは平均三、四粍。幅は平均〇、〇一九粍ある。酸化アンモニヤ銅で藍色に染り念珠狀に膨大しつゝ溶解する。アルカリで煮たものはフロログルシンと鹽酸で染らない。

雁皮　靱皮纖維は稍々木化して居る。その形は一樣でなく特に中央部は太い細いがある。細胞膜は稍厚く內腔は一般に廣いけれども時々狹隘部や缺除した部がある。先端は丸く、時々分岐して居る、長さは平均三・一六粍。幅は平均〇・〇一九粍ある。酸化アンモニア銅液では一樣に膨らみつゝ溶解する。プロログルシンと鹽酸では變化がない。雁皮は三椏の纖維と似て居るが、三椏より細胞膜厚く內腔狹く狹隘部はずつと多い。

楮　靱皮纖維は木化して居ない。幅は中央に向つて次第に增す。細胞膜壁は厚く多くの縱線がある。內腔はあるがないものもある。すべて明らかな屈折點を有し、往々薄い外鞘を破る。先端は丸いものと尖つ

たものがある。長さは平均一〇・二一粍。幅は平均〇・〇二九粍ある。鹽化沃度亞鉛で暗赤色に染まる。

構　木化して居ない。幅は中央に向つて次第に增す。細胞膜は厚く、多くの縱線がある。先端は丸いものと尖つたものとがある、內腔もあるものとないものとがある、明らかな屈折點がある。薄い外鞘が附着して居ることもある。長さは平均八・四七粍。幅は平均〇・〇二粍ある。五鹽化亞鉛沃度で帶紫暗赤色に染まる。

大麻　纖維は外膜のみが木化する。幅は不規則だが、漸次中央に向つて增して居る。細胞膜は厚くて、縱線を有し又、屈折點を有する。內腔は廣く、先端は丸いものと尖つたものとがある。長さは平均二三・七一粍。幅は平均〇・〇一二粍ある。酸化アンモニア銅で膨れるものもある。

製紙纖維は叩解されるために自然形を失ひ切斷破碎されて居ることが多い。それで線毛に似て居るが、誤れがないから區別がつく。

綿　木化して居ない。筒狀又は扁平の紐狀をなし、細胞膜は概して厚く先端は丸い。全體に捩れのあるのが特徵であるが、製紙したものでは捩れが少ない。長さは平均二二・四四粍。幅は平均〇・〇二七粍である。酸化アンモニア銅では變化がない。

斯のやうにその紙の材料たる纖維に各々著しい特徵があるから、紙の原料がすぐわかる。原料がわかれば紙質や紙の大きなどから判斷してその製作年代がわかるから、いくら誤摩化さうとしても欺くことが出來なくなる。

楠正成の眞筆と稱する今度集被差遣候云々といふ書狀は河內の觀心寺(?)にあるが、これと同樣なものが全國に七種ほどある。文體から字體、紙まで全く同一であるのだから驚いてしまふ。この眞贋判定も顯微鏡と紫外線さへ利用すればすぐわかる筈である。

すばらしい大規模な僞古寫本の例をあげれば先づ先代舊事本記に指を屈する。これは美濃黑龍の伴部音が伊雜宮の神官と共謀して伊勢大神宮を取らうと企てた時の材料である。これも當時顯微鏡があつたならばすぐ製作年代の判定もつくから、事件はすぐ解決したこと、思ふ。

近頃、三輪某は靜岡縣の某社で發見して古記錄をもとにして神皇記とかいふ書を刊行したが、その原據した古記錄も眉唾ではあるまいか。顯微鏡でしらべれば製作年代もわかるから面白からうと思つて居る。

顯微鏡で紙をしらべることはちよつと考へると、科學者の超世間的仕事で、日常生活には緣のない疎い仕事のやうに思はれるが、さうではない、研究室內の仕事も一度巷に出れば意外な利用方面のあるのに驚かされることであらう。(昭和四年十月、大阪高尾書店、古書目錄)

## (九)　記述の方法

經濟史の研究は史實の蒐集に始まり、考證を經て、表現に終る。卽ち先づ所要の素材——文獻、土俗、地物、金石文を蒐集して其史實を有體に認識し、學術的正否を確め、適當なる均整を保たしめて構想し、更に表現することが、最後の仕上げである。而して記述の方法には三樣ある、一

に曰く素材を原形の儘重出する場合、二に曰く素材の註釋、三に曰く素材を咀嚼して完全に表現すること是である。

右の內素材を原形の儘重出するのは所謂原文を其儘引用することであるが、原文引用は一方に於て史實の正確を保つことの出來る特長はあるけれども、又他方に於ては何等の說明が加へられて居ないから、一般讀者の了解を助くることの六づかしい憾みがある。次には素材の註釋である此の法による時は原文の意を有體に解することを得る便利はあるけれども、完き意義に於ての歷史でないことは前の場合と同一である。然るに最後の咀嚼的表現法に依る時は研究者自身の見識と表現力により素材を充分に消化し、完全に再現することになるから、此方法の成功したる場合には其價値最も大である。歷史は事實の羅列にあらず、素材の註釋にもあらず、素材を基礎として系統的に、哲學的に、心理的に、論理的に表現することに於て其效果を發揮し得るのであるが、以上の內、一個の方法を以て凡ての讀者を滿足せしむることは到底不可能であるから、往々にして素材の抽出と、咀嚼的表現法とを併せ用ゆることがある、例へば「滋賀縣史」の編纂に於て古文書集を別卷とし、故穗積博士の「五人組制度論」に於て五人組法規集丈を別冊としたる如きが共れである。

記述に際しては史實の輕重を辨別し、共間に釣合を保つことに意を用ひねばならぬ。研究者若し此用意を缺かんか、往々にして一事件を或は過小に、或は過大に記述することがないとも限らぬ。以上の注意は研究者が特に一事に就て興味を有するか又は材料が餘り豐富であり過ぐるとかの場合に特に必要である。例へば鄉土史に於て農民教育に興味があり、又は其史料が豐富であるからとて、寺子屋のことのみに餘りに多く力を注いではならぬのである。

又其內容の組立の巧拙によりて作品の價値が左右せられることもあるから、其配列にも注意せねばならぬ。然も決して他人の作りたる思想の型に捕はれざるを要する。自己の苦心して集めたる材料を他人の思想の型に入れ、之に隨從すれば全く自己の獨自性が失はれて、一步も先きに進み得ないことになる。

次には記載の態度である、歷史記述をなすに當り一般民衆を相手にする場合には、平易と明瞭とが要求せらるゝ結果、文章中に現はれ來る術語までも一々說明せねばならぬが、之に反して純粹なる學術的論文にありては材料の正しき取扱方と觀察が主眼であつて、一般讀者の興味を惹くか惹かぬかの如きは敢て意とする限りでない。然も通俗的記述法に依りたるものは、動もすれば專門學者より輕視せらるゝ傾きがあると同じやうに、專門學者を相手として記述したものは、一

般人士より難解なりとして却けらる、

最後に初學者が實地に調査を試むべき場所としては何と云つても各自の鄉里が最適當である、即ち之を小にしては我部落、大にしては我郡我藩の歷史的研究をなすことにすれば、其間に困難の伴ふことが比較的に尠く、又研究を終へたる後に於て之を自己の社會生活に應用し得る場合が尠くないのだから、經濟史研究の最初の試業地域としては自己の鄉土を選むがよい。別の言葉で云へば、經濟史初學者は先づ特殊研究から始むべく、特殊問題と云つても、其通史的研究は取りまとめが困難であるから、一定地域をなす處の自分の村とか、郡とか、藩とかに就て先づ研究すべしと云ふのである。

## (十)　鄉土史料取扱方に關する若干の注意

今日一つの村に凡そ如何なる古文書類が保存せられて居るかは、既に第一節の「政治史料と生活史料」に於て長野縣埴科郡南條村の「鄉土研究」から摘錄した古文書目錄によつて明になつたことゝ思ふが、此の雜多なる資料の各々が日本社會經濟史中に如何なる地位を占め、且つ如何に其れが利用せらるべきかは、其一々の資料中に記錄せられたる事柄を他地方の同一事實と比較して共通普遍の性質を發見するようにするがよい。其の方法の一例として左に土地賣買證文の取扱方と村明細帳中より小作料を計算する方法と、農家耕作反別の算出方法と、證文類により農村資本主義發達史を研究する方法とを說明するであらう、

### 第一項　田畑永代賣買證文により地價を算出する法

村に殘つて居る土地賣買證文により當時の地價を算出し、其れが明治維新後の約何圓に該當するかを見る方法がある。德川時代の土地賣買證文は最初に普通上田、中田、下田の表示をなし、其本文には先づ、此土地を「此度貴殿へ讓り渡し只今代物金何兩何分受取候事實證也」と書いてあるが、今此賣買證文の土地面積と價格とを對稱すれば一反歩の土地價格を算出することが出來る、卽ち證文表示の反畝を以て其賣買價格を除するのである。例へば今玆に德川時代に於ける十數通の土地賣買證文が發見せられたならば、其一々の證文の地目と、表示反別と代金とを書き列べて表に作り、そして各證文の合反歩を以て合代金を除すれば反當りの代價が出る。

| 年號 | 地目等位 | 町段 | 合反歩 | 合代金(兩) |
|---|---|---|---|---|
| 元祿 | 中田 | 一、八・二七 | 一、反畝歩 | 一四、兩〇 |
| | 下田 | 一、二・一二 | 三、一・〇九 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 寶永 | 下 | 田 | 一、六・一四 | 田 | |
| | 下々 | 田 | 二、三・〇八 | 田 | |
| | 上 | 田 | 、六・一五 | | |
| 亨保 | 中 | 田 | 一、四・〇三 | 田 | |
| | 中 | 田 | 一、五・一八 | | |
| 元文 | 上 | 田 | 、八・〇〇 | 田 | |
| | 上 | 田 | 一、六・二六 | 田 | |
| 延亨 | 上 | 田 | 三、〇・〇〇 | 田 | |
| 寶曆 | 下 | 田 | 二、七・一四 | 田 | |
| 明和 | 上 | 田 | 一、三・一八 | 田 | |
| 天明 | 下 | 田 | 、四・二四 | 田 | |
| 文政 | 下々 | 田 | 、一・〇六 | 田 | |
| | 下々 | 田 | 、一・一八 | | |
| 天保 | 下々 | 田 | 、二・〇〇 | 田 | |
| 弘化 | 中 | 田 | 、四・二三 | 田 | |
| 嘉永 | 上 | 田 | 一、五・〇二 | 田 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 寶永 | 下 | 田 | 三、九・二二 | 田 | |
| | 下々 | 田 | | | |
| | 上 | 田 | 三、六・〇六 | 田 | |
| 亨保 | 中 | 田 | | | |
| | 中 | 田 | 一、一・〇 | | |
| 元文 | 上 | 田 | 、八・〇〇 | 田 | 五、〇 |
| | 上 | 田 | 一、六・二六 | 田 | 一一、二 但文金 |
| 延亨 | 上 | 田 | 三、〇・〇〇 | 田 | 二〇、〇 |
| 寶曆 | 下 | 田 | 二、七・一四 | 田 | 二一、〇 |
| 明和 | 上 | 田 | 一、三・一八 | 田 | 八、〇 |
| 天明 | 下 | 田 | 、四・二四 | 田 | 一、〇 |
| 文政 | 下々 | 田 | 、一・〇六 | 田 | 三、〇 |
| | 下々 | 田 | 、一・一八 | | |
| 天保 | 下々 | 田 | 、二・〇〇 | 田 | 一、〇 |
| 弘化 | 中 | 田 | 、四・二三 | 田 | 一、二 |
| 嘉永 | 上 | 田 | 一、五・〇二 | 田 | 七、二 |



| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 寶永 | 中 | 田 | 一、〇・一〇 | 田 | 四、〇 |
| | 下 | 田 | 、三・一〇 | | |
| | 下々 | 田 | 一、一・〇六 | 田 | 一三、〇 |
| 安政 | 上 | 田 | 二、〇・〇二 | 田 | 八、〇 |
| | 下 | 田 | 、七・〇三 | 田 | 一〇、〇 |

斯くして或は元祿年度の又は天保年度の土地一反歩の價格が四兩何分であり又は五兩何分であることが判れば、此兩と分とを明治維新後の貨幣に當てはめて其れが、何圓何十錢に該當するかを算出することが出來るのであるが、其れには明治四年五月太政官布告の新貨條例目と照合するがよい、同書には、

新貨幣と在來通用貨幣との價格は一圓を以て一兩、永一貫文に充つべし、故に五十錢は二分卽ち永五百文、十錢は一兩の十分の一卽ち永百文、一錢は一兩の百分の一卽ち永十文、一厘は一兩の千分の一卽ち永一文と相當るべし、但し二十圓、十圓、二十錢、五錢、半錢も皆同樣の割合たるべし。(新貨條例第六丁)

とあるから、今德川時代の土地一反歩が五兩三分とあるならば、其れは維新後の五圓七十五錢に當り、四兩一分とあるならば四圓二十五錢に當るものであるとの概念を得ることが出來る。併し嚴密に云へば德川時代の大小判の純分と明治以後の貨幣の純分とは時により大に相違するから、

此異れる尺度を以て計りたる價格は事實上彼此相齟齬するものであることを知らねばならぬが、茲には單に大體の概念を會得する方法を設いたまでゞある。

**第二項**　村明細帳により小作料の研究

村明細帳は一村一年度につき一帳しかない、此一個の帳面の中に色々のことが書かれてある、其一項に當る小作料が他地方の同一事項と比較して如何に高く、又如何に低いかは他地方の村明細帳と比較して見なければ判らぬ、今私の手許には幸にして所領を異にする三ケ村の明細帳があるから、其れにより小作料の共通性を見出すことにする。

**第一例**　信濃國埴科郡横尾村に於ける小作料（寶暦年間）

下　田　下籾一石二斗四升（五合摺として米六斗二升）

下々田　下籾八斗五升（五合摺として米四斗二升五合）

平均五斗二升二合强（昭和五年三月南條村「郷土研究」第一卷、横尾村明細帳）

**備　考**　此村に於ては上田、中田の記載がないけれども姑く原本に從ひ下田と下々田との平均數を算出して置く、尙此村に於ては籾を以て小作料を算出してあるが、其籾を五合摺の計算として米の量を記載した。

**第二例**　信濃國佐久郡岩尾村に於ける小作料（元祿十二年）

一、上　田一反歩に付　御年貢納殘り、入上り米七斗六升

一、中　田一反歩に付　同斷入上り米七斗六升

一、下　田一反歩に付　同斷入上り米六斗九升

一、下々田一反歩に付　入上り米三斗二升

平均六斗三升二合强

（信州佐久郡岩尾村御指出、長野縣北佐久郡中津村、御馬寄、町田良一氏藏）

**第三例**　日向國那珂郡江田村に於ける小作料（寶暦十一年）

上々田壹反に付　七斗四升程

上　田壹反に付　六斗二升程

中　田壹反に付　五斗三升程

下　田壹反に付　四斗四升程

三下田壹反に付　三斗五升程

平均五斗三升六合（日向郷土資料、昭和六年五月五日發行）

以上三ケ村の平均小作料を更に總計して其平均數を算出すれば

| 村名 | 平均小作料 |
|---|---|
| 信州横尾村 | 五斗二升二合 |
| 信州岩尾村 | 六斗三升二合 |
| 日向國江田村 | 五斗三升六合 |

以上平均五斗六升三合

卽ち右三ケ村の調査による時は德川時代の平均小作料は五斗六升三合となり、私が先年調査したる四十二個所平均小作料の五斗一升二合よりは僅に五升一合の開きが見ゆるのみであるが、其れにしても德川時代の小作料が大體五斗乃至六斗の間を往來して居たことがはつきりと判るであらう。（拙著「德川時代の農家經濟」八二頁）

注意せねばならぬことは、以上示したる小作料中には地租は含まれて居らず、全く地主の所得に屬する純小作料のみで、地租は小作人より別に鄉藏又は領主指定の御藏へ收むることにしてあつた、其證據には信濃國岩尾村の指出書の小作料の肩書に「御年貢納殘り」としてあることによりても判る。

**第三項**　村明細帳により農家耕作反別の研究

村明細帳又は差出書には村高何百十石、此反別何百何十町とあり、村の戸數も亦帳面の別の處に記されてあるから、此村戸數を以て當時の總耕作反別を除して見れば、現今の農家平均反別に比較して如何に增減があるかが判つて興味があらう。今左に相模國中郡に於ける事例を示す。

舊幕時代田畑宅地一戸當平均所有面積調

寺田繩村（村差出書拔萃）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 田 | 六十八町五反七畝十五步 | 持主五十戸、 | 一戸平均一町三反七畝四步 |
| 畑 | 十一町四反五畝二十六步 | 同五十戸、 | 一戸平均二反二畝二十七步 |
| 屋舖四町四反六畝十七步 | | 同六十五戸、 | 一戸平均六畝二十六步 |

二宮村（村明細差出書）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 田 | 二十三町四反三畝十一步 | 持主百八十戸、 | 一戸平均一反三畝 |
| 畑 | 六十五町八反四畝二十四步 | 同百八十戸、 | 一戸平均三反六畝十九步 |
| 屋舖三町九反三畝 | | 同百八十戸、 | 一戸平均二畝五步 |

## 第四項　證文類により農村資本主義史の研究

（舊南部藩に關する研究實例）

此一項は著者の農民文庫に藏する數千通の文書中より舊南部藩に關するもの若干通を森嘉兵衛氏の助力を藉りて抽き出し配列し、南部藩史を背景として筆を進め、農村資本主義發達史が金融證文類により地域的に叙述し得らるゝことの實例を示さんとするものである。各地方に散在する金子借用證文、土地年季賣證文等は一見何等學問的價値なきものゝ如くなるも、相當多數の古文書を丹念に蒐集し、其れを類別して各性質の異同を吟味し、同時に其地方の社會組織に對照して考證すれば、其處に自ら一個の鄉土經濟史の成立することが此小研究により判るであらう。

### はしがき

研究考證の對象とする金融證文は舊南部藩の豪商齋藤屋善右衛門が近鄉農民との間に締結した借用證文、年季證文、永代賣買證文等である。齋藤屋の契約せる手形にして今尚現存するものは千有餘に上り、元祿初年より天保年中に亘つてゐる。此等の諸手形は齋藤屋の沒落後（天保の中頃）善四郎の妻の里方菱屋德藏方に保管せられてゐたが、昭和三年森嘉兵衛氏の手に依つて見出され、現在は余の文庫中に保管せられてある。右の手形中には町人と契約せるもの、武士と契約せるものも多數に存在してゐるが、玆では特に農民との間に締結したものゝみを考察の對象とした。

### 一、問題の概念

此の手形を理解する豫備智識として、イ、齋藤屋善右衛門の略傳、ロ、手形上に現はれた當地特有の語義、ハ、手形の出現した當時の社會經濟狀態を略說しよう。

**イ、齋藤屋善右衛門の略傳**、齋藤屋善右衛門の先祖は南部領岩手郡篠木新山權現の社家齋藤織笠の後裔にて、齋藤伊豆の時代（貞享年間）に藩より公認せられた山伏であつた（註一）、善右衛門豐昌の時代に至り盛岡城下久慈町に居を定め、齊藤屋善右衛門と稱して酒屋を營み傍ら出生地雫石通の農民に金融を爲してゐた。（故に齋藤屋の手形には雫石通のもの最も多く殊に篠木村のものが多數を占めてゐるのである）、久慈町に何年頃移住して來たかは不明であるが、寶曆年中には既に久慈町の長役となり町用を處理してゐた事より見るも、可なり以前からの事と推定せられる。然し又齋藤伊豆が藩より山伏の公認を受けたのが貞享五年九月であり、齋藤屋の手形中に元祿十年のものがある處から見れば、その前である事が測定せられる。

善右衛門も祖先の業を繼ぎ「當家齋藤織笠より傳來る神祇道を栗野なる篠木村同姓齋藤氏日向小輔藤（原）正重より深祕を授與せられ、朝事の執行信德至て深し、夫に里館の別莊に五社の神

を勸請し奉りて、家事のいとま行きかよひて、社殿に春秋の祭は扨置月々も行拜怠る事」がなかつた（註二）。又「弱年之比より家事のいとま技藝に遊び玉ふ、其内茶事を千家に窺ひ、愛宕法輪院吉祥に習ひ、妨花を一峰清月に受、又榮竹に祕事を聞、蕉門俳事を最初小野素郷に聞、其後素郷の門人田鍍周助俳名を萬戸と稱、號千載亭と呼、此人に隨從して俳事を授與せられ、多年之値遇懇切にして至て深し」（註三）。

父翁　俳名を攀美といふ、號を言美亭といふ。

既ち善右衞門は當時の最も洗煉された智識階級に屬する人士であつたが、反面に於ては又富裕なる實業家であつた。安永天明の飢饉を利用して最も迅速に土地兼併を行ひ、寛政年間には在所篠木村に行く途中他人の土地を踏まずして行く事が出來たと稱せられる程の大地主となつた。彼は酒屋を營む傍ら御用商人として藩に出入し、國産總差配元として勢威を振ひ、文化五年の城下富豪番附には觀進元に撰まれる程の豪富を積むに至つた（註四）。其後天保年間に入つて大飢饉に遭遇するや家運傾き、天保四年五月十六日善右衞門死亡してより急激に沒落し、維新前後には全くその跡を留めざるに至つてゐる。

ロ、手形上に表はれたる當地方特有の語義。

（1）、手形、玆に云ふ手形とは今日の商法上の手形の意に非ざる事は勿論にて、證文と云ふ輕い意味である。此の地方では民間に於ける貸借賣買上の書類には證文と云ふ文字は殆ど用ひずに「手形」と云ふ文字を用ひて、唯藩が諸士に下付する新田開發證文等には手形と云はず「證文」の文字を用ひて、民間に流通するものと區別してゐた。

（2）、通（とほり）、融通手形に屢々現れる例へば雫石通の「通（とほり）」とは、行政區分の一區名である。之は享保二十年三月南部領を行政上の便宜より十郡三十三通に分ち、一通に一代官を置き、數ヶ村又は十數ヶ村を通に分屬治政せしめた、南部藩特有の行政區分名である。後之を廢合して二十五通とした（註五）。即ち

岩手郡　上田通、厨川通、雫石通、沼宮内通
志和郡　飯岡通、日詰長岡通、見前向中野通、德田、傳法寺通
稗貫郡　大迫通、八幡寺林通、二子、萬丁目通、安俵、高木通
和賀郡　澤内通、奥柳、黒澤尻通
閉伊郡　大槌通、宮古通、遠野通
九戸郡　野田通

二戸郡　福岡通
三戸郡　三戸通、五戸通
鹿角郡　花輪通、毛馬内通
北　郡　七戸通、野邊地通、田名部通
（此の内遠野通は八戸家に支配せられ代官を置かず）

（3）、代官、代官には多くの種類があつたが、普通代官といへば、通の長官を指す、此の代官は一通に二名あり、一年交代に勤番し、下に下役二人、帳付一人を置た。外に各地方特殊の事情に依り種々の奉行があつた、（多くは地給人を以つて任命す）（註六）。

（4）、肝入、肝入は又肝煎とも書く、肝煎にも數種あるが、普通肝入と稱した揚合は名主、庄屋と同様の職務を持つたものにて、南部藩にては名主庄屋の名稱は用ひない。其の外村肝煎、馬肝煎、山肝煎等の役名があるが、村肝煎は前述の肝入のことにて名主庄屋の類であり、馬肝煎は馬奉行に屬し馬政方面を直轄し、山肝煎は主として林政を掌つてゐた。

（5）、老名、老名は「オトナ」と呼び、其稱呼「アイヌ」語の酋長に通ず、別に年寄とも云ふ。一種の名譽職にて肝入を補佐し村政の顧問である。多くは村の顏役、豪農、前肝煎等がなつてゐる。

（6）、檢斷、檢斷は南部領内の重要都市に設けられた官選肝煎の如きものに、治安警察權を附與せられたものである。二十六區に檢斷を置き、之より六人を互選し六檢斷と稱し、訴訟警察の事務を司らしめた。此の外檢斷は遠野、大迫、郡山、花卷、宮古、大槌、福岡、沼宮内、田名部等にも置かれた。

（7）、古人、他領境の警衛に任ぜられた土地の給人又は村人を云ふ。

（8）、給人、土着の武士又は鄉士を云ふ。

（9）、組頭、五人組の組頭の意である。

（10）、案堵錢、代物、案堵錢とは土地、又は家屋敷を永代に賣渡したる時の、賣渡金額の意に用ひられてゐる。代物は普通は御を附して「御代物」（オデモツ）と稱する。即ち金錢の事である。

（11）、苅數、苅數とは田畠の面積計算の單位にて收穫物より推算して田畠の面積を知るに用ひられた。即ち稻約十株を一つかみ、即ち一手とし三手（三十二株）を一把とす、六把（百九十二株）を一束とす即ち三坪分の稻なり。一束を「一苅」として百束即ち百苅で、三百歩に當るのである。故に百苅と云へば一段歩の面積を意味す（註七）。

（12）、斗代、斗代とは租稅徵收上の比率にて、例へば一段歩より三石の生產ある土地を中田とすれば四公六民の法に依り租稅一石二斗、人民は一石八斗を取得する事となる。若し一段歩の他の

田地が三石以上の生産額を有する時は之に一定の割合を增徵し三石以下の場合は之を減じ、以つて租稅徵收上に公平ならしめんとせられた率が卽ち斗代である。當地方にては一段歩に對して一石三斗を徵收するものを上田と云ひ、中田に比して一段歩に付き一斗を增徵せられてゐる。下田は大體一石一斗以下である（註八）。

(13)、坪割錢、寸志錢、繰合金、此等は藩財政救濟策として新に設定せられた臨時稅にて百姓一揆誘發の原因となつたものである（註九）。

(14)、切米、扶持米、切米は年二期、扶持米は月每に支給せられる藩士の祿米である。

(15)、藏米、藏米とは町米に對して呼ばれ、藩庫に藏せられてゐる米のことを云ふ。

(16)、地名代（じみょうだい）、武士階級が土地を賣る際、假の人間を作り賣買する其不實在の人間を地名代と云ふ。

ハ、手形の出現せる當時の社會經濟狀態、茲に研究對象とせんとする手形は寶曆飢饉以後より文政末年迄のものであるが、今此の間の社會經濟狀態を左に一瞥する。

寶曆年度の大飢饉以後は氣候も順當となり土地生產力も恢復して漸次好況時代に向ひつゝあつた。全藩を生產額の上より見るに、明和二年に四萬八千石、同四年に九萬一千八百石の減收を示した以外は一般に豐作にて、公私共に經濟上の餘力を增加し、備荒貯蓄を行ふ事が出來た。從つて此時代に行はれた手形は一般に形式的にも內容的にも頗る簡單にて、且つ債務者に大體有利なものであつた。然るに安永年間より天明の末年迄は殆ど每年のように凶作となり、安永年間は五萬石乃至八萬石の減收にて寶曆の末年及び明和年間の好況に貯へた備荒米の大半を消耗した。從つて天明年間の大飢饉に遭遇するや領民皆飢餓線上に打上げられ、六萬有餘の餓死者を生ずるに至つた。藩當局は米價調節を行ひ飢民の大賑恤をなし、借金延期令等を出して極力救濟に努めたが其後も大凶作と相俟つて深酷なる恐慌に直面した。從つて此間に現はれた手形は一般に複雜であり且つ農民階級に著しく不利なる條件にて締結せられてゐる。天明七年より漸次氣候も恢復し、七年よりは八年、八年よりは九年と減作率も輕く、寬政年度に入つて漸く順調となり、同十年以後は全く恢復して所謂文化文政の好況に續いてゐる。然し天明饑飢の餘殃甚しく、且つ平時の重稅と、新稅の負擔重くして、一般農民は益々不利な條件で手形の契約を結ばなければならなかつた（註一〇）。

卽ち寶曆の末年より文政の末年迄の藩內景況を要言すれば、寶曆の末年より明和の末年迄は好況であつたが、安永の初年より漸次不況となり天明三年に至つてどん底に落ち、四、五、六と續いたが、七年頃より漸次恢復し、寬政十年頃より文化文政に亘つて好況時代を現出し、南部藩としては「堯雨舜風」の時代となつたと云つてもよいのであつた。（左記凶作年表參照）

## 凶作年表

自寶曆八年
至文政十年

| 紀元 | 年代 | 摘要 | 損失高 |
|---|---|---|---|
| 二四二五 | 明和二年 | 不作 | 四八、〇〇〇石 |
| 二四二七 | 同　四年 | 凶作　餘寒强く五、六月旱魃、七月霖雨、低温、蟲害、 | 九一、〇〇〇 |
| 二四三二 | 安永元年 | 凶作　霖雨、北風、低温、洪水 | 七七、三〇〇 |
| 二四三三 | 同　二年 | 凶作　大雨、蟲害 | 七九、〇〇〇 |
| 二四三六 | 同　五年 | 凶作　霖雨、洪水、低温 | 六〇、〇〇〇 |
| 二四三七 | 同　六年 | 凶作　霖雨、洪水、山崩、流屋、落橋多し | 六一、三〇〇 |
| 二四三八 | 同　七年 | 凶作　霖雨、大風雨、洪水、山崩、落橋、流屋多し | 六七、〇〇〇 |
| 二四三九 | 同　八年 | 凶作　霖雨、洪水 | 五二、六〇〇 |
| 二四四一 | 天明元年 | 不作 | |
| 二四四二 | 同　二年 | 不作　七八月頃辰巳風、北風吹き作物損害多し | 一八九、二二〇 |
| 二四四三 | 同　三年 | 大飢饉　霖雨、低温、大降雨、風害 | |
| 二四四四 | 同　四年 | 飢饉　前年の餘映强し、氣候平穩 | 九三、〇〇〇 |



| | | | |
|---|---|---|---|
| 二四四五 | 同　五年 | 飢饉　霖雨、低温、洪水、被害頗る多し | 一七七、四六八 |
| 二四四六 | 同　六年 | 飢饉　霖雨、低温、大風雨、被害頗る多し | 六六一、七五〇 |
| 二四四七 | 同　七年 | 凶作　霖雨、洪水、水害多し | 六三、五七五 |
| 二四四八 | 同　八年 | 凶作　大風雨 | 四一、九五八 |
| 二四四九 | 寛政元年 | 凶作　大雨洪水、旱魃 | 五五、六五〇 |
| 二四五一 | 同　三年 | 凶作　大風雨 | 七八、三五〇 |
| 二四五三 | 同　五年 | 凶作 | 一一七、四二〇 |
| 二四五五 | 同　七年 | 飢饉　低温、植付期旱魃、霖雨、洪水 | 一一九、四四八 |
| 二四五六 | 同　八年 | 凶作　霖雨、洪水、風害 | 五二、八八〇 |
| 二四五八 | 同　十年 | 不作　洪水 | 二二、一八三 |
| 二四六一 | 享和元年 | 凶作　洪水 | 五六、〇〇〇 |
| 二四七三 | 文化十年 | 大凶作　霖雨、旱冷、牧穫皆無の地多し | 一六一、〇〇〇 |
| 二四七四 | 同　十一年 | 凶作 | 八三、〇〇〇 |
| 二四七五 | 同　十二年 | 大凶作　霖雨、旱冷、城下に米騒動起る | 一三〇、〇〇〇 |
| 二四八五 | 文政八年 | 大凶作　霖雨、旱冷、大風害 | 一五七、〇〇〇 |

註一　齋藤善右衛門豐昌著「吉田家起文」谷口德藏氏舊藏本
註二、三　齋藤善四郎豐治著「晷月ノ記」谷口德藏氏舊藏本
註四　文化五年盛岡城下御用金番附、宮崎通郎氏所藏
註五　尾崎懋著「舊治雜誌」菊池悟朗稿「南部史要」一八〇—一頁
註六　星川正市著「公國史」所載「官職」岩手學教育會輯
註七、八　横川艮介著「飢饉考」卷ノ八所載「分量勘考錄」（小野武夫藏）
註九　前揭南部史要　一七七頁、一七九頁、一七四頁、二三七頁
註一〇　森嘉兵衛稿「南部藩に於ける天明の飢饉」社會經濟史學第二卷第一號

## 二、借用手形

一般農民が町人より負債をなす際に最初に採つた形式は、借用手形即ち「借用申手形之事」である。此の手形の目的には金錢借用と穀物借との二種あり、之を擔保の有無に依つて區別すれば無擔保借用手形と擔保附借用手形の二種となる。

甲、無擔保借用手形

此の手形は實質的には他人の信用又は將來入り來るべき收入を擔保としてゐるが、形式的には擔保を設定しない借用手形である。即ち單に決濟の場合に於ける保證を條件として成立したものである。之を細分して、(イ)、請合保證に依る借用手形、(ロ)、無盡保證に依る借用手形、(ハ)、作米保證による借用手形の三とする。

(イ)、請合保證に依る借用手形、此の手形は借用手形中最も單純なるものにて、何等の抵當物件なく單に請合人の連帶責任のみにて成立したものである。利息も普通の擔保附手形と同樣に年二割半乃至は一貫文に就き一ヶ月二十五文である。然し期間は長期のものなく、多くは一年內外の短期のものである。

〔事例一〕

借用仕手形之事

一、代物三拾貫文借用仕候處實正ニ御座候、但し利足の義は年貳割相定申候、返濟の義は當十月中元利共急度相添可申候、若滯り申候はゞ請合物（者）罷出で埒明、少も貴殿へ御苦勞相懸申間敷候爲後日之手形如此に御座候　以上

明和三年戌ノ正月

大澤村借主　孫　作　印
同　請合

くじ町
善太郎殿

孫助印

前と同様に無擔保であるが、肝煎の奥書を附して手形の形式を一層整へたものに次の様なものがある。

〔事例二〕

借用申手形之事

一、御代物四貫文子ノ十二月借用仕、貳貫四百文は丑ノ二月廿八日借用仕處實正に御座候、但し利足之儀貳割半に御定申候、御返済之儀は當暮十二月寺米を以肝煎方にて急度御返済可申候、其時一言之子細申間敷候　以上

中太田村　借主　左之助印
同　請合組頭



安永十年丑ノ
二月廿八日

前書之通相違無御座候以上

喜平治印
同作助印
同替八印
同助左衛門印
同久藏印
同長之助印
同長助印
同宇兵衛印

肝入與惣治印



乍然斯の如き手形は極めて少なく寧ろ例外的にて、借用手形の大部分は後出の擔保附手形であることを知らねばならぬ。

（ロ）、無盡保證に依る借用手形。此の手形は「無盡が當選したなら返濟する」と將來に豫想せられた收入を擔保とせるものであるから、形式的には擔保を設定してゐる様で實際は設定してゐな

いもの、即ち若し規定の期間迄に返濟出來なかつた時は將來入り來るべき無盡にて返濟すると約束したものである。

〔事例三〕

借用仕手形之事

一、代物拾五貫文借用仕處實正に御座候、利足之儀は一ヶ月壹貫文に付貳拾五文に御定申候、返濟之義は來辰の十月中に元利急度相添可申候、若滯申候はば大澤德十郎殿處圖無盡相當次第請合者立合引取急度御算用所ニ申上候、爲ニ後日之一手形如此御座候　以上

明和八年卯ノ　　しの木村　借主　七十郎印

十二月　　同　請合　三右衛門印

佐藤惣之丞樣

取次三ツ屋町

善太郎

(八)、作米保證に依る借用手形、貸借契約不履行の場合には保證として將來に豫想せられたる收入を以てした手形中、其の年又は翌年の收穫物を保證とせるものが最も多い。

〔事例四〕

借用手形之事

一、五貫五百文　左衛門四郎印

一、貳　貫　文　三之丞印

一、壹貫五百文　德助印

一、壹　貫　文　伊之助印

一、七百五十文　小次郎印

一、五貫五百文　萬太郎印

一、三貫五百文　次郎兵衛印

一、二　貫　文　藤藏印

〆貳拾三貫七百五拾文

右代物貳拾三貫七百五拾文此度夏上納役金借用仕候處實正ニ御座候處、但し御利足義は壹ヶ月壹貫文に付貳拾五文宛御定御座候、御返濟之儀は當暮十一月中に御元利息急度御返濟可仕候、若滯申候はば

拙者共御物成米上納之内、其の御元利に相當り申程何駄にても御引取被下度候、其仲間御返濟仕兼候物（者）御座候はば、仲間にて相添急度御返濟可申上候、依て借狀如件

上鹿妻村加丹澤取次
久之丞印
同　受合
万太郎

明和八年卯ノ
六月

佐藤惣之丞様
三津屋
善太郎殿

此等の借用手形は全く無擔保にて貸借を契約し、契約不履行の場合は將來に豫定された收入は又他人の信用（請合）を以つて保證されたに過ぎない。然も此の將來に豫定された收入として保證に充てられた農作物は頻々たる凶作に依つて保證の役を果し得ざるに至つたから、此の方法に依る貸借はあまり尊重されなかつた。

乙、擔保附借用手形

他人の保證及び未來收入の保證に依る貸附が連年の不況に依つて屢々債權者を害するに至つて、貸借關係は漸次債權者の利益を確保する形式と內容を供ふるに至つた。其の最初のものは擔保附借用手形である。農民の側に於ては連年の凶作と重稅に苦しみ些少の不利なる條件に屈しても負債を起さゞるを得ざるに至つた。此の兩者の經濟的地位は手形面に明瞭に現はれてゐる。

1、不動產抵當借用手形

此種の手形は契約不履行の場合は擔保物件を永代に引渡す事を約したものである。分ちて動產擔保と、不動產擔保の二とす。

（イ）、單純なる擔保附借用手形、此の手形は借用手形中に契約不履行の際には永代に引渡すべき擔保物件を明記したものであるが、果して斯の如き擔保物の所有者であるか否かは何等證明されてゐないものである。

〔事例一〕

一借用申手形之事

一、代物壹貫五百文借用仕處實正ニ御座候、

但し利足之儀は壹ヶ月壹貫文に付貳拾五文宛之御定上申候、尤御返濟濟之義は當暮十一月中に元利急度相渡し可ㇾ申候、若滯り申候はゞ摑者持地土淵村之内、高五斗六升與作作りと申す御指紙之内、田形苅敷三處永代に急度相渡し可ㇾ申候、其節少も違亂申間敷候、爲ニ後日之一手形、如ㇾ是に御座候、以上

明和三年戌　　大澤村賣主
十二月十八日　　長十郎　印
　　土淵村請合
　　德右衛門　印
土淵村肝入
德之丞　印

くじ町
善太郎殿

〔事例二〕

借用仕手形之事

一、代物四貫文借用仕處實正ニ御座候、但し利足之義は壹ヶ月壹貫文に付貳拾五文宛相定申候、返濟之義は當秋十月中に元利共に急度相揃御返濟可ㇾ仕候、若相滯申候はば、摑者家屋敷御町益之處永代に御引請可被下度候、其節一言之仔細申上間敷候、依て爲ニ後日之一手形如ㇾ此御座候、以上

明和五年　　下厨川村堺田
子ノ二月　　久藏　印
　　三ツ屋町請合
佐藤與惣治樣　　久之助　印

（ロ）、土地永代賣渡券附借用手形、此の手形は借用手形に永代券を貼付したるものにて、內容に於ては前述の場合と同樣であるが、形式に於て遙に進歩し、且つ完備したものにて、一種の有價證券の如き融通力を有つてゐたものである。

〔事例三〕の一

借用申錢手形之事

一、代物貳貫三百文借用申處實正御座候、但し利足之義は壹ヶ月壹貫文に付貳拾五文相定申候、返濟

之儀は當暮十月中元利共急度返濟可レ申候、若滯り申候はば久治郎持地高貳升右京作り分地永代手形相添趣申、永代に御引取可レ被レ成候、爲二後日之一借用手形如レ此御座候、以上

右者丙ノ年錢利米壹駄御馬直し

明和三年戊ノ
四　月

久慈町
善太郎殿

篠木村借主
新之助印
同村請合
三右衛門印

〔事例三〕の二

永代に賣渡し申畑形之事

一、上栗谷川村之内高貳升右京作りと申御指紙分畑之處、此案堵錢四貫文只今慥に請取永代に賣渡申處實正に御座候、猶此畑形に當り御　公義樣御物成米諸役金錢上ケ物等一切下り未進無二御座一候、此畑形に付脇々之書入等質物に茂不レ仕候、若以來六ケ敷出來御座候はば、賣主請合罷出埒明貴殿え少茂御苦勞之儀相懸け申間舖候、爲二後日之一依て賣券狀如レ件



明和二年丙ノ
十　日

零石永山村賣主
與平治印
上くりや川村請合
與四郎印
同村肝煎
久兵衛印

しのぎ村
久治郎殿

此種の手形と實質を等しくして形式異なり、且つ肝煎が奥書をなし一層完備したるものがある。

〔事例四〕の一

永代賣渡申手形之事

一、上太田村之内田高一斗三十郎作田形百苅苗代相添、右境之義は東くる切南田境西はとひくね北はにた之内作田境、右之案堵錢拾七貫貳百貳拾文慥に只今請取申候處實正御座候、右之田地二付御公儀

様は不レ及レ申、脇々書入等も不レ仕何之出入構無二御座一候、若亦脇より訴人六ヶ敷義出來申候共、請合本人罷出急度埒明貰殿には御苦勞懸上申間敷候　依永代寳獻上受合印形如レ件

天明二年とら
四　月

松岡新之丞様
川村久右衛門様

上太田村寳人
三　四　郎　印
同　村請合
左　兵　衛　印

久慈町
善　太　郎　様

前書之通相違無二御座一候

備用申所手形之事

同村肝入
助右衛門　印





一、御代物拾七貫貳百貳拾文借用申處實正に御座候、但し御利足之義は貳割半之御定に御座候、御返済之儀は當十月廿日限元利相添急度御勘定可二申上一候、萬一相滯り申候はば、右之永代狀並に田地共に永代に御引取可レ被レ下候、其節一言之仔細申上間敷、依て受合印形如レ此御座候

天明二年とら
四　月

上太田村借主
三　四　郎　印
同　村受合
左　兵　衛　印

松岡新之丞様
川村久右衛門様

久　じ　町
善　太　郎　殿

添書之事

一、御代物貳貫八百文此度仕附米代借用中處實正に御座候、但し御利足之儀は貳割半に御定に御座候御返済可レ申候、萬一相滯り申候はば右永代狀御取可レ被レ下、其節一言之子細申間敷仍て借用手形如此御座候　以上

とら四月

くじ町
善太郎殿

上田村借主
三四郎印
同村請合
左兵衛印



2、動產擔保借用手形

種々の動產を擔保として契約せる借用手形は多く天明大飢饉以後に屬す。思ふに、當時の農民が連年の凶作及び飢饉に依つて不動產を收奪せられ、止むなく動產を擔保として負債を起したものと考へられる。その主なるものは馬、鋤、鍬等の生產要具、戸障子、膳、椀、釜等の生活要具及び人間である。之を分ちて四とす。

(イ)、特定家財擔保借用手形、此の手形は動產擔保手形中最も普通のものにて、戸障子、簞笥、鍋、釜、桶、長持、戸棚等の生活要具に繪圖面を附したものが多い。

〔事例一〕

借用仕手形之事

一、代物八貫之借用申處實正に御座候、右代物は當夏後役金才覺仕兼候に付貴公樣御賴申候間、御才覺を以借用申處相違無ニ御座一候、此出入所持仕候家財道具之內三尺之桶三本、一間戸棚一つ、長持一掉、するす九から、居釜一つ、鍋七つ、〆點六品しち物仕候、返濟之義は當九月中に元利急度相濟可レ申候、若滯申候て御催促被懸候はば、一人に付一日百文づゝ日用代指出し可レ申候、其上にも御賄等は不レ及レ申如曲事仕間敷候、尤御上樣より御ふしん等御座候はば、村老共被レ出急度埒明貴公樣御苦勞相懸申間敷候、依て爲ニ後日一請合手形如レ此御座候　以上

下太田村借主
源助印
上太田村請合
惣兵衛印

明和七年とら
七月

佐藤惣之丞樣

一、前書之通御藏米並に家財共に相違無ニ御座一候、以上

下太田村肝入
孫治郎印

玆に注意すべきは「家財道具を質物に仕候」と稱してゐるが、今日の質權の意義と異り質物を債權者に移管せず、質物を其儘債務者の占有に委し抵當の場合と同義に用ひてゐる事である。從つて其事は肝入役の奥書に依つて證明せしめてある。

(ロ)、生産要具抵當借用手形、生産要具の抵當には鋤、鍬、牛、馬等をあてゝゐるが、その最も多いのは馬である。齋藤屋に決濟されずに殘つてゐる馬抵當の手形が五十枚以上も存する事は注目すべき事である。

〔事例二〕

借用仕手形之事

一、代物六貫文借用申處實正に御座候、但し利足之義は貳割半に御定め申候、返濟之義は來九月中に元利相揃急度御勘定可ㇾ仕候、萬一相滯候はば拙者持馬尺貳寸五分朽栗毛駒拾壹才朽栗毛駒當歳右貳疋引宛仕候間御引取可ㇾ被ㇾ下候、其節一言之子細申上間敷候

依て爲ニ後證馬肝入印形手形如此御座候、以上

天明八年申ノ　八　月

下厨川村借元　久右衛門　印

久　慈　町

善右衛門殿

前書之通久右衛門持馬相違無御座候　以上

同　村請合　清　助　印

厨川村通馬肝入　三右衛門　印

此等の牛馬は債務不履行の爲め多く債權者より收奪せられ、南部地方に特有なる所謂馬小作の發生原因となつた。

(ハ)、不特定動產抵當借用手形、前述の(イ)、(ロ)は何れも擔保とすべき動產を特定明記してゐるが、既に特定すべき動產を收奪せられた後に至れば「不特定動產抵當」卽ち「目當り次第何成共御引取可被下候」と云ふより外なきに至つた。

〔事例三〕

借用仕手形之印

一、御禮米壹駄不納仕候處借用仕處實正ニ御座候、御返濟之義は本米にて當十月中に急度御返濟可仕候、若滯り申候はば何成共御目にかゝり次第御引請被下度、其節少茂一言之子細申間敷爲後日之借用手形此ノ如御座候　以上

寛政十年午　　しの木村借主
十二月　　與五衛門　印
　　土淵村請合
くじ町　　孫　作　印
善右衛門樣

（ニ）、人間抵當借用手形、借金を擔保として子供或は弟夫婦を書入れたものが相當に多い、完全に無産者となつた農民が最後に殘された擔保物は家族の勞働力であつた。土地、家屋敷、家財道具を收奪された後の農民は人間抵當の設定に依つて完全に隷農化した。此の間の事情を明瞭にする爲めに其事例として前不特定動産擔保手形を出した篠木村の與五衛門が締結した子供擔保の借用



手形を揭げる。

〔事例四〕

借用仕手形之事

一、代物四貫文尙夏上御役錢拜借仕處實御座候、此利足貳割半に御定仕候、返上之義は當暮十月中元利急度御勘定可仕候、若相滯候はば拘者子供房松と申男年十六才罷成候間、御引取右元利に相當候程何年も御召使可被下候、其節一言之子細申上間敷候、依て手形如ノ件

寛政十一年未ノ　　しのき村借主
六　月　　與五右衛門　印
　　同　請　合
くじ町　　助右衛門　印
善右衛門殿

以上に於て借用手形の大體を述べたのであるが、此等の手形に依つて當時の社會狀態を覗ひ觀るに、明和以前迄は雫石通の農民は兎に角一個の獨立せる企業者としての地位を確保し、自己の

手を以つて自己の田畑を耕し相當の生活を營んでゐた。當時既に多少の小作農民があつたとしても尙より多くの自作農の有つたのを知る事が出來る。當時彼等は借錢の爲めの擔保物も相當に有してゐたが、引續く凶作と飢饉とに依り次第に田畑を失ひ、家屋敷を賣つて借宅し、生活要具や生產要具も收奪せられ、家族を隷屬化せられて隷農的小作人又は名子屋臺等に轉位せしめられるに至つたのである。

其の反面に於て富豪階級殊に町人階級は最も有利な條件に於て土地の兼併乃至農民の隷從を强制し、急激に社會的經濟力を增大して行つた。

手形の上述の如き變移は農民の沒落過程を示すと共に、反面に地主の發展の過程を物語る。殊に事例七に於て「御目にかゝり次第御引請被下度」と云ひ、六ケ月後には「子供房松と申男年十六歲罷成候間御引取右元利に相當候程何年も御召仕可レ被レ下候」と言へるは、急激なる沒落の一面を示して餘す所がない。

斯くして農業上の直接生產者たる農民よりの土地收奪は多數の民衆を强行的に生活資料より分離し、之を不自由な無產者として勞働市場に投ずる行程の基礎となり、封建治下の前期資本家階級を形成する歷史發展途上の劃時代的現象を物語つて居る。

**註一、**此の手形の永代券は松岡、川村兩氏への擔保券にて善太郎は單に地名代に過ぎない。然るに添書に於ては此の永代券を擔保とし善太郎單獨に貳貫八百文を貸與してゐるから此の永代券は明に二重抵當となつてゐる。

**註二、**岩手縣見前村宮崎道郎の所藏せられる農民手形中、天明寬政年度の手形は殆ど不特定動產擔保手形である點注目すべきである。

## 三、年賦手形

此の手形は別に濟崩手形とも稱せられる。卽ち債務の償還を一定の（長期）期間內に分けて償還する事を約せるものである。當時農民の起債は生產的に使用されるのではなく、多くは生活費として消費されるか、又は租稅として徵收された爲め、借金償還の道が立たず、擔保の多くは最も安價に債權者から收奪せられた。年賦手形は此等の擔保物件の收奪を防ぐ爲めに、卽ち擔保物件の所有權の留保手段として使用せられた。從つて年賦手形は新債務契約の際に使用せるものは事割合に少なく、多くは舊債書替の際に用ひられてゐる。之を擔保の內容によつて區別すれば大體三種とする事が出來る。

1、請合保證年賦手形　此の手形は別類第二節借用手形の甲無擔保借用手形の(イ)請合保證に依

る借用手形と同樣のものであるが、元利金の決濟を年賦償還とした點に於て異つてゐる。

〔事例一〕

年賦手形之事

一、御代物五拾九貫借用申處實正ニ御座候、當申の年より巳歳迄十ヶ年賦に相定申候、返濟之義は尤壹ヶ歳に五貫九百六十文づゝ右年數中に十一月至候はば無ニ相違一急度相濟可レ申候、若延引に及候はば請合之者罷出辨濟候にても貴殿に御苦勞相懸け申間敷候、依て請合加印年賦手形爲ニ後日之一如是に御座候、以上

安永五年　篠木村借主　十兵衛印

ノ申二月　同　村同　源七郎印

同　請合　源四郎印

くじ町請合

久慈町　源助印

善右衛門殿

2、不動產擔保附年賦手形　此の手形は元利償還を年賦とせる不動產擔保手形である。

〔事例二〕

年賦仕手形之事

一、代物拾貳貫文先年拜借仕候處明白に御座候

但し貳貫文先達相濟殘る十貫文也

此度賴上申處御叶被ニ成下一誠に以難レ有仕合奉レ存候、之者丑ノ申年迄八ヶ季に御定め壹年壹貫五百文宛指上申筈に御座候、萬一壹ヶ年成共相滯り申候はば、始末之通畑高六斗七合八作(勺)、同六升七合長重郎右處永代に御取引可レ被レ下候、右書入御氣に入不レ申賣拂御代物にて御勘定可仕候、爲ニ念之一年賦手形如レ此御座候　以上

寛政五年癸丑ノ　下厨川借主　長兵衛印

十二月十二日

久慈町
善右衛門殿

同請合
孫左衛門印
善六印

3 動産擔保年賦手形　此の手形は元利償還を年賦とせる動産擔保手形である。

〔事例三〕

年賦手形之事

一、御代物拾貫文彔て借用仕所此度年済願上げ候處願之通被二成下一有難仕合奉レ存候、但し歳記之義は當卯の年より戌ノ年迄弐拾ヶ年賦被成下候御定實正に御座候、尤懸錢御返済之義は右年數中一ヶ年に付五百文宛毎年十月中無二相違一急度御返上可仕候、右始末として私家財道具質置候て萬一其節相滯申候はば、御催促被二仰付一御目當次第何成共御勘定御引取可レ被レ下候、其時一言之子細申上間敷候、爲二後日之一手形如レ是御座候、以上

寛政十年午
九　月

齋藤屋
善右衛門殿

篠木村借主
源右衛門印
同請合
源三郎印
同村十郎子供請合
三太印
同取次
御右衛門印

此の手形は不特定動産擔保の年賦手形である。此手形を性質上より見れば、借用手形の不特定動産擔保借用手形と人間擔保借用手形との中間に位するものにて、債務者の最も窮迫せるを示せる手形である。

此種の年賦手形に於て最も注目すべきは、前述の借用手形の場合に於ては、債權者と債務者と

は對等の地位で契約してゐるが、年賦手形に於ては債務者は一層低下した地位に立たしめられてゐる。その文言に於て、條件に於て、著しく不利となつてゐる。農民階級は此の手形に依つて將に收奪されんとする土地生産要具の所有權の暫定的留保を試みてゐる。それは擔保附借用手形より年季賣渡手形への過渡的中間的手形であり、著しく暫定的性質を帶びてゐる。吾人は之に依つて強制的に小作農階級に低下せしめられようとする細農の苦惱をまざ〳〵と見る事が出來る。

〔事例四〕

濟崩手形之事

一、代物拾貫貳百拾九文御藏米壹駄壹斗四升八合、右之通借用年賦は實正に御座候、御返濟之儀は來未ノ十月より御藏米片馬急度差上可レ申御定に御座候、尤年齡之儀は未ノ年より寅年迄八ケ年都合御藏米四駄相斗可レ申、是にて元錢並ニ米ともに皆濟に相成候等御定仕候、壹ケ年たり共相滯申候はば御催促御附可レ被レ下候、御賄並ニ日雇錢差出可レ申其上延引仕候はば請合より辨米仕急度相計り可レ申、爲ニ後日之ニ濟崩手形如レ是御座候、以上

上厨川村請主　藤松　印

同請合　長之助　印

御口入　岩清水　半右衛門　印

齋藤屋　善右衛門殿

〔事例五〕

年賦手形之事

一、先年代物貳拾貫文借申上候處、今度御年貢米並ニ御役金錢上納成兼申候に付、依て右借用錢本代に御用捨被下候段達て御願申上候處、御年賦被下當錢八貫文御渡し申上候て殘る拾貳貫文之處は來巳の暮より壹ケ年に貳貫文宛五ケ年中無ニ相違一急度親類立合之上返上可レ申上一候、萬一其節一ケ年成共遲滯申候はば催促何人成共御付被レ下度、尤日用錢之義は一日一百文宛之上相渡し可レ申候、爲ニ後證之一本人親類連判如斯に御座候、以上

大釜村借主本人　三　太　郎　印
同　村請合口入　同　村請合　同
善　之　丞　印
同　村請合　同
善　右　衛　門　印
同所肝煎役判十二月改
三　右　衛　門　印

天明四年辰
十　二　月

久　慈　町
善右衛門殿

## 四、永代賣渡手形

德川時代に於て寛永二十年に土地永代賣買の禁止せられてゐた事は著名な事實である。此の禁止令は南部藩にも布達されたが實際には行はれず種々なる方法に依つて賣買された。武士階級は最初は永代賣買券を借地手形の形式にて行ひ、（二七頁「法制史と經濟史の齟齬に就て」參照）後には「地名代」を用ひた。地名代（ちみょうだい）とは手形上の名義人にて（七十四頁に說明する如く）實在せざる町人又は親密なる町人を手形の名義人として賣買を行つたのである（註一）。農民階級の土地賣買は無論公認せられてはゐなかつたが、暗に默認されてゐた事は事實である。町人に對しては土地所有を禁じてゐたが、享保の頃から殆ど默認せられた（註二）。

永代賣渡券は大體に於て　1　年季賣永代賣渡手形。　2　條件付永代賣渡手形。　3　禮米手形　4、永代賣渡手形の四に分つ事が出來る。

1、年季賣渡手形、當時の農民は土地を擔保として負債を起すも充分なる金額を調達し得ず、且つ之に依つて得た金錢は何等生產的に使用せられず、生活費として又は租稅として消費せられた爲め、殆ど決濟出來ず、擔保物は多く債權者に收奪せられた。之を防止する爲めに種々の方法が考案せられたが、充分の效果を擧げ得なかつた。さりとて生活の本源たる先祖傳來の土地を永代に賣渡す事もなし得ない。其處で、年季賣手形は此の二つの條件を充足する爲めに採用せられたのである。形式的には所謂永代賣渡手形ではないが、其の內容は條件附永代賣渡手形（後述）に類似してゐる。卽ち一定の年限（五年乃至十五年）の間土地又は家屋敷を賣り、規定の期限に債務者が最初の賣値にて其所有權を回復すべきことを約したものである。從つて此の手形の用ひ

られた主要目的は土地の永代收奪を防止せんとするにあつたのである。

〔事例一〕

家屋敷手形

年季屋敷地手形の事

一、代物八貫文借用申處實正御座候、右質物に上田村之内下臺藤八屋敷地畑未の年より亥の年迄五ケ年中年季地に相渡置申處實正御座候、右年季相濟申候はば、本狀八貫文急度相渡右屋敷地引請可レ申候、依て爲二後日一如此御座候、以上

寛延四年未
七月朔日

上野由之尉内借主
鐵　平　印
肝煎請合
嘉右衛門　印
口入
與兵衛　印

松舘門藏殿

〔事例二〕

田地手形

賣渡申田形手形之事

一、德田通御代官所中嶋村之内高貳拾六石三斗七升四合八勺重太郎作の本高に御座候、内此度高拾石分地に仕此苅數七百七拾苅、内六百七拾苅之田形南境、北は山頂切、東は大反境、西南は畝添水關切熊野田本苗代共に不レ殘、内百苅は右關南當關添畑立合懸二御目一候通り兩處〆七百七拾苅、右案堵代五拾貫文請取、年記（期）拾年捨作り酉ノ暮より未ノ暮迄相定賣渡申處實正二御座候、年記（期）相滯候はば右案堵代相添地形取返可レ申候、其節案堵代細過候はば直に永代に御引取可レ被レ成候、其節少茂一言之子細申間敷候

一、右田地二付御公儀樣下々の未進は申に不レ及、脇借物書入等に不レ仕候、何之出入無御座候、萬一以來無田形に付何方より茂何等之六ヶ敷儀出來候はば、拙者罷出急度埒明貴公樣へ少茂御苦勞懸申（間）敷候、爲二後日一手形如是に御座候、以上

賣　暦　三　年
十　二　月

德田通御代官處内賣主
重　右　衛　門　印
同　德田村請合

出石久右衛門殿
御取次土橋村
助之丞殿
新兵衛郎

前書之田地相違無ニ御座候一、御加判如此に御座候　以上

德田通御代官處
肝入權七郎

上記中の事例一は年季手形としては特例に屬するものにして、事例二が最も典型的形式なるものである。事例一は借用金に對する質權を年季賣地に設定したものゝようであるが、實際は年季賣券である。

2、條件付永代賣渡手形　此の手形は「永代賣渡申手形之事」なる永代賣渡券の終りに但書を附して永代券の效力發生を留保したものである。分ちて三とす。

第一は何時にても本錢を償還せし時は再び賣戻す事を條件として永代に賣渡したもの。

〔事例三〕

永代賣渡申手形之事

一、土淵村之内高五石貳斗五升山三郎作りと申御指紙分地三百三拾苅、同高五石四斗市十郎作分地三百三拾苅、此案堵錢九拾八貫六百文只今慥に請取永代に賣渡申處實正に御座候、此田地におひて御　公儀樣御物成米諸役金錢上ケ物等迄下り未進一切無ニ御座一候、尤脇々江書入質物等に茂不レ仕候、若以來何方より茂六ケ舗儀出來仕候はば、持主請合罷出貴殿江少茂御苦勞懸け上申間舗候爲ニ後日一之永代賣券狀依て如斯

安永四年未ノ
正月

土淵賣人
清九郎印
篠木村請合
作兵衛印
土淵村肝煎
德右衛門印

右御田地段々相働有合次第本錢指上申候はば、何時成共御田地御返し被下候筈に御定仕候　以上

久慈町
善太郎殿

第二は或る一定の期間を定め其の期間中に本錢を返濟したならば、賣戻す事とし、其の期間中普通の借金と同様に一定の利足を支拂ふべき事を約したものである。永代券の實質的效力は此の期間後でなければ發生しない。

〔事例四〕

永代賣渡申手形之事

一、飯岡通御代官所之内猪去村揃者持地田高弐斗弐升助三郎作苅數五拾苅之處此案堵錢三貫文只今慥に請取永代に賣渡し申候處實正に御座候、尤此田地に付御　公儀様は不レ及レ申脇江書入質物等にも不仕何之出入構無御座候、若六ヶ敷儀出來仕候はば賣主請合罷出急度埒明貴殿に少も御苦勞相懸申間敷候依て爲二後日一永代手形如レ此御座候　以上

安永八年三月

猪去村賣主　孫十郎　印

上太田村受合　彌左衞門　郎

松岡新之丞　様

久慈町　善太郎殿　以上

前書の通相違無御座候

猪去村肝入　作兵衞　印

前書之代物三貫文弐割半付にて當十月半に元利相添御返濟仕候はば右本紙御返し被下候筈御定御座候　以上

三月十八日

即ち當十月迄に元利償還せられなかつた場合に於て初めて永代券の效力が發生するのである。之と同様の内容を有して形式の異なるものに次の様なものがある。

〔事例五〕

有合手形之事

一、上栗谷川前方村之内田高欠斗代苅數三拾苅之所おさ數七枚此案堵代拾貫文慥に受取永代に賣渡申處實正に御座候、但し當寅ノ年より午ノ年迄五ヶ年中に右案堵錢御勘定仕候得ば、右田高無二相違一御

歸し被ㇾ下候筈之御申合に御座候、來卯ノ十月より御物成貴殿に上納可ニ申上一候、爲ニ後日一賣券狀如此御座候、以上

佐藤惣兵衞樣

長町賣主　長吉　印
長町請合　三之丞　印

第三は一定の期間を定めて小作人となり、其間に本錢を返還したる場合は永代手形を返還し、小作契約を解除すべき事を水代券の後に附加したものである。

〔實例六〕

永代賣渡田地家之事

一、上厨川村之内分地高壹石六斗庄右衞門作苅數百拾五束苅家三間梁に五間半、馬屋共に此案堵拾貫文只今慥請取永代賣り渡申處實正御座候、右田地ニ付、御公儀樣諸御役錢下末進を脇江書入質物等も不ㇾ仕候、萬一以來六ヶ敷義出來仕候はば賣主請合者罷出急度埒明貴殿に少茂御苦勞相懸申間敷、爲後日之永代賣券依如ㇾ件

安永五年申正月

久慈町　善太郎殿

前書之通高田地家相違無ニ御座一候　以上

前形村賣人　助四郎　印
同村請合　六兵衞　印

上厨川村肝煎　六右衞門　印

右田地家向爲ニ禮米一ヶ年に御藏米一駄宛十一月中に急度相斗可ㇾ申候、年數は五ヶ年相定申候、本錢御返濟申候はば永代券御返し可ㇾ被ㇾ下候以上

3. 禮米手形附永代賣渡手形、之には大體二種類ある。其一は前述の條件附永代賣渡手形の第三の場合と全く同一性質のものにて唯其形式の進歩せるものに過ぎない。卽ち永代賣渡券に禮米

手形を附けて永代券の效力發生を留保したのである。此の禮米手形は永代券を年季賣地と同樣のものに變質せしむる作用を有してゐる。年季賣とした期間中小作關係を結んだ點は條件付永代賣渡手形の第三事例六と同樣である。尙注意すべきは此の禮米手形附永代賣渡手形に於ては、賣主即ち農民が買主たる町人に對して對等の地位を失つてゐる事である。

〔事例七〕の一

永代賣渡申手形之事

一、上太田村之內私持地田高貳石六斗四升彌四郎作、田形百七拾苅苗代相添並野形有ノ小境は東は助惣作境切、西は助四郎作境切、南は堰切、北は野形境切、堰向に畑候ヶ處並家共に、家は三間張に五間家戶障子共、右案堵錢貳拾貫文只今慥受取永代に賣渡申處實正御座候、此田地に附、御公儀樣不ノ及ノ申脇々書入等に茂不ノ仕何の出入構無ニ御座一候、若又脇より訴人六ヶ敷儀有ノ之候共本人請合罷出急度申披貫公樣に少茂御損御苦勞懸上申間敷候依て永代賣渡券狀如ノ件

安永九年子ノ十二月

上太田村賣人　勘之丞　印

上鹿妻村請合　西松　印

川村久右衞門樣

久慈町　善太郎殿

前書之通田地家相違無ニ御座一候

月村肝入　助左衞門　印

〔事例七〕の二

禮米仕手形之事

一、上太田村之內貰公樣御持地私方にて過般戶役、人馬役共に相勤手作仕處實正御座候、右田地爲ニ御禮米ニ壹ヶ年に御藏米壹駄宛年々十月中に急度相斗可ノ申候、但し年數之儀は來丑より巳ノ年迄五ヶ年に御定被下候筈、右之年數之內御禮米滯リ申候はゞ永代狀田地家共に御引取可ノ被ノ下候、其時一言子細申間敷候、右之年數中御禮米御代物共に急度御返申候はゞ右永代狀田地家共に御返し被ノ下候筈御定申上候、依て爲ニ後日一禮米手形如ノ此御座候、以上

安永九年子ノ十二月

川村久左衛門様
久慈町
善太郎殿

上太田村作人
勘之丞印
上鹿妻村請合
西松印



〔事例八〕の一

永代賣渡申手形之事

一、飯岡通御代官所之内太田村拙者持地小高左記

分地

一、畠　高　弐　升　　與三郎作

分地

一、同　弐斗三升　　小太郎作

分地

一、同　四斗五升　　孫十作

分地

一、同　六斗七升　　右衛門三郎作

右之内五拾苅畠返し少畑形也

分地

一、畑　高　一石弐斗　　三四郎作

右之内建家三間梁に桁行七間半既三間梁也、五間半板數戸障子仕付之通、尤此内七拾苅畠返し有レ少畠
苗代弐枚弐百三拾苅植坪

一、田　高　四石九斗八升三合　一文　三郎作

田形弐百拾五苅

一、同　八　斗　　左衛門治郎作

田形三拾苅

一、苗代高弐斗　　左衛門四郎作

一弐枚弐百七拾苅通坪

分　金

一、田　高　四石五斗六升五合　助十郎作

田形貳百三拾苅

高

一、拾三石貳斗九升八合

苅數

一、六百五束苅

苗代形

一、

畠形

一、

一、青毛駄　六才　壹疋

一、青毛駄　四才　壹疋

一、貳疋

右馬付出入構無二御座一候



馬肝入　與五郎印

右案堵錢六拾貫九百九拾一文只今慥に請取永代賣渡申處實正に御座候、右御田地に付御公儀樣御物成米諸役金錢一切下り未進無二御座一候、脇々質入書入等にも不レ仕何々出入構無二御座一候、萬一已來六ケ舗儀出來仕候はば賣人請合罷出急度埒明貴殿へ少茂御苦勞其上御損毛相懸申間舗候、爲二後證之一賣券狀如件

寬政一年己未

四　月

上太田村賣主

長　作印

同村請合

三之助印

同村請合

長之丞印

同村請合

又　助印

岩清水直右衞門　印

齋藤屋善右衞門殿

前書之通相違無御座候

第二章　鄉土經濟史研究方法

〔事例八〕ノ二

禮米手形書添之事

一、上太田村貴殿御持地前書永代券之通私居罷手作仕候處實正に御座候、御上樣諸御役並人馬役過役等迄相勤爲ニ御禮米二ヶ年に御藏米五駄片馬づゝ年々十月中差圖之方へ御斗可レ申候、萬一一ヶ年成共滯申候はば、右田地永代前書之通直に御渡可ニ申上一候、其砌一言之子細申間舖候、年季之義は當未ノ年より寅ノ年迄八ヶ年中に相定上候、右年數中本錢並禮米皆濟仕候はば右本錢（土地）御返し被ニ成下一筈に御定申上候、爲ニ後日之一禮米手形如レ此御座候

末ノ四月

上太田村　長　作印
同村請合　三之助印
同村請合　長之丞印
同村請合



上大田村同村
肝入　長右衞門印

齋藤屋善右衛門殿

又助印
岩清水直右衛門印

此の手形に於ては賣主（農民）が所有權喪失後に於ても其土地を借用耕作する關係上一切の租稅を負擔し、買主（町人）が所有權を取得しながら何等の租稅を負擔してゐない。此は農民に二重の負擔を課し、其生活を一層窮迫せしめる原因となつた。

第二の場合は土地を永代に賣渡し再び之を借り受け特に禮米を永代に納める事を約せるものにて、所謂留保永代小作に類似せる契約を締結したものである（註三）。既述の永代券に於ては何等かの方法に依つて土地家屋數の永代賣渡を防止しようとする努力が見られたが、此の手形にはその土地の占有を保留せんとする意思が現はれて居る。

〔事例九〕の一

永代に賣渡申手形之事

一、上太田村之内私持地無高苗代一枚尤貳百七拾苅苗代右場所は助作屋敷と申處に有、外に家ざい道

具くひ長木等迄茂不殘右之案堵錢者九貫七百三拾文只今慥に受取永代に賣渡申處實正御座候、右之苗代へひ長木に付、御上様は不レ及レ申脇々書入質物等にも不レ仕何の出入構無二御座一候、若又脇より訴人六ヶ敷義出來有之候共本人受合罷出急度申拔貴公様に少も御損御苦勞に懸上申間敷候。依て永代賣渡券狀如レ件

天明元年丑ノ十二月

盛岡新之丞樣
川村久左衛門樣
くじ町
善太郎殿

上太田村
彌助印
同受合
佐右衛門印

前書之通相違無二御座一候以上

上太田村肝入
助左衛門印



〔事例九〕の二

禮米手形之事

一、上太田村急內貴公樣御持地無高苗代一枚私預り手作仕處實正御座候、爲二御禮米一ヶ年に御藏米片馬三斗五升宛年々十月中に急度相斗可レ取候、若又滯り申候はば右永代狀苗代杭長本迄永代に御引申可レ被下候、其時一言子細申間敷候、萬々一六ヶ敷義出來有之候共本人受合罷出急度申明貴公樣に少も御損懸上申間敷候、依て禮米手形如斯御座候、以上

天明元年丑ノ
十二月

太田村預り人
彌助印
同
合村受合
作右衛門印

盛岡新之丞樣
川村久右衛門樣
久慈町
善太郎殿

即ち「事例九」の一と二に於ては單に占有權を留保するの永代賣券が現はれてゐる。斯くして

土地を賣りたる自作農民は新に小作農民として地主に小作料を納付する事となり、彼等は今や地主對小作人なる私經濟的關係を締結し、所有的支配關係に於ては地主と第二次的關係に立ちながら、租稅その他の關係に於ては領主對農民の第一次的支配關係より離脫する事が出來なかつた。

4、永代賣渡手形、上述の諸永代券は何等かの形式に於て永代券の效力の發生を制限せんとし、或はその耕作權を留保せんとしてゐるものであるが、玆に云ふ永代賣渡手形は何等制限のない完全なる效力を有する手形である。勿論此の永代券には後に別札を入れて種々の條件を附したものもあるが、連年の凶作の爲に自己の住居を放棄し、他國に逐電せしようとした者は先祖傳來の土地を二束三文に賣拂つた。

〔事例一〇〕

永代賣渡申手形之事

一、厨川通御代官所上厨川村之内小高左之通

小高

本高拾壹石九斗二升一合分地

一、高五石五斗六升五合　久治郎作
　田形貳百三拾苅

同

本高五石八合分地　三四郎作

一、高四石八斗八合
　田形貳百苅

同

本高三石九斗四升一合分地　三五郎作

一、同四斗五升
　苗代五枚有之

同

本高一石三斗五升分地　藤三郎作

一、同七斗七升
　右は家屋舖畑ヶ八枚相添

同

本高六斗五升分地　長重郎作
一、同一斗　畑形一枚屋敷之内に有之　同
三石四斗七升七合分地　久右衛門作
一、同六斗　畑形八枚相添　同
一、同七斗五升一合　與三郎作
畑中中久三郎屋敷畑五枚内三拾苅畑返有之
一、家屋敷有東候通組小屋　一軒
但惣枚數弐拾九枚障子三枚一間戸二枚相添

右案堵代百貫文唯今慥に請取永代賣渡申候處實正明白御座候、此高田畑家屋舗に付、御公儀様御役金錢下未進等一切無二御座一候、萬一以來六ヶ敷義出來有レ之候はば借主請合罷出急度埒明貰殿に少茂御苦勞相懸申間敷候、爲二後日一永代賣券狀依て如レ件

上厨川村借主　重之助印
同村請合　長之助印
土淵村請合　彌助印
同村名年寄　久右衛門印
長右衛門印

寛政乙七年二月

齋藤屋
清兵衛殿

前書之通高田畑苗代家屋舗無二相違一依て末判如レ此御座候
上厨川村肝入　甚左衛門印

斯の如き永代券で滿足されず種々の添狀を附けて純然たる永代賣買たる事を證明した實例も相當に多い。

〔事例一一〕

添始末之事

一、主人漆戸在仲拝領地之内上田村高月畑地
一、七斗二升三合　長助分地
一、五斗三升　又七分地
一、三斗九升　善九郎分地
一、一斗八升　作助分地
一、三斗九升　久之助分地
一、四斗六升三合　清兵衛分地
〆二石六斗五升六合

右之通此度本紙連印貴殿江肝煎岩平末印賣券を以代物引替賣渡候處相違無レ之候、古券狀並に相渡可レ申候處、右拝領地之内故古券狀無レ之候、此度新券を以引渡申候、若以來右畑地古券狀を以六ヶ敷儀申者有レ之候はば連印者共罷出貴殿に少茂御苦勞相懸申間敷候
一、右畑地拝領故若又入用之義有レ之、本錢を以御返し被レ下度申遣候得共御得心申間敷候、毛頭申義には無御座候



一、屋舗境堺之儀は不用心之事故時々此方より手入致候、其節作物等相障害義茂可レ有之候間、貴殿に右之趣相屆手入爲レ致可レ申候、爲レ之正添始末如レ此御座候

寛政三年亥七月

添戸在仲内賣人　平　作　印
請合本町大津屋　徳右衛門　印
請合久慈町　藤　藏　印
添戸左仲内　山田久之丞　印
　福士志左右衛門　印
清兵衛
上田村肝入　岩　平　印

之を要するに上述の永代券の種々なる形式は、當時の農民が如何に先祖傳來の土地や家屋敷に

執着し、之が永代賣渡を防止しようとしたかを如實に反映してゐる。殊に土地を年期小作證文附きにて賣拂つた後、小作米の支拂に窮し、土地を永代に引上げられんとした農民が、小作米の年賦償還を同金主に歎願して土地の永代喪失を防止しようとした努力は今日から考へて見ても眞に傷しいものであつた。

〔事例一二〕

年賦手形之事

一、御禮米四駄片馬之内三駄上納仕殘る一駄片馬卯ノ年より巳之年迄三ヶ年年賦御引取被下筈に相定申候、若滯り申候はば請合者罷出貴殿に少茂御損御苦勞相懸申間敷候爲二後日一如此御座候

中太田村借主
久之丞印
同村請合
喜右衛門印
同村取持
清十郎印

天明三年
正月十日

久慈町
善太郎殿

一、御藏米九駄片馬一ヶ年之内八駄上納仕候、殘る一駄片馬一斗七升卯年より巳年迄三ヶ年に年賦御引被下筈に相定申候、若滯り申候はば請合者罷出急度埒明可申候、爲二後日一手形如レ此御座候以上

中太田村借主
久之丞印
田村請合
久右衛門印
取持
清十郎印

天明三年
正月十日

久慈町
善太郎殿

斯の如き傷ましき努力にも抱はらず債務者は其契約を履行し得ず、遂に土地家屋敷を永代に金主より收奪せられ、以て農民は漸次獨立的小企業家より隷屬的小作人へ、殊に〔事例十〕の如く田畑家屋敷迄も收奪せられ、名子又は屋臺等として完全に隷農化して行くのであつた。土地の有

無が村に於ける社會生活の地位を決定する上に最も重要な價値をなしてゐた當時に於て、斯の如き農民の無產化が如何に農村社會の樣相を急激に變化せしめたかは云ふ迄もない。

**註一**　〔事例四〕中に盛岡新之丞樣、久慈町善太郎とあるは久慈町善太郎が地名代（ぢみやうだい）たる事を示すものである。而して武士階級に於ては地名代を用ひず、借地手形の形式にて土地を賣買したことは既に二七頁に說明して置いたが、今重複を厭はず之を再示すれば

借地手形之事

一、金貳拾七兩慥に請取、下栗谷川之內高拾石五斗五升中村傳次郎作りの田方屋敷其外壹斗五升半蒔作り三百五拾苅有之、二口地形其元へ借置申事實正御座候、於二此地形一御公儀樣御物成御役金御借り物無二御座一　惣而何方よりも少も構無二御座一、已來出入の儀御座候共私急度埒明可レ申、爲レ其手形如件

元祿五年十一月三日　　山田太右衞門

右之地形永代に賣渡候事御公儀より御法度御座候間、借し地手形に仕候、此末何方へ御渡し被成候共不苦候爲レ其追而如斯に候

出石源太郎殿　　山田太右衞門　印

**註二、**市原篤焉齋著「篤焉家訓」卷ノ十三、南部伯爵家所藏本

**註三、**小野武夫著「永小作論」九十六頁參照

## 結び

以上分類記述せられたる南部藩の手形は其具體的內容と相俟つて農民生活苦闘の一面を語るものである。卽ち最初に示す普通の借用手形に於ては農民の無產化、隷屬化の道程を示すと共に、其反面に於ては町人階級の農民階級に對する支配力の增大を物語つてゐる。單純なる無擔保保證手形より未來收入保證手形へ、不動產擔保手形より動產擔保手形への推移は農民階級としての無產化傾向を意味し、社會階級の轉落を物語るものである。特定動產擔保手形より不特定動產擔保手形への變移は農民經濟の破壞を示すものであり、殊に人間抵當の手形に至つては全く悲慘極まれりと云はなければならない。彼の天明の大飢饉に農民の多くが其隣人の肉を食用として飢を凌がざるを得なかつたのは、當時彼等が最後の段階にまで押しつめられてゐたが爲である。第二の年賦手形は將に轉落せんとする農民階級の永續的努力を語るものである。それは先祖傳來の土地、生活の本源たる土地に對する執着と、之が收奪を防止しようとする農民の心理を反映してゐる。最後の永代賣渡手形に於ては、最初の形式は年賦手形と同樣、如何にもして土地の永久的收奪よ

り免れんものと、有合手形を附し、添手形を添へ、或は年季賣等の條件を附してゐたことが注目を引く。然し遂には純粹な永代賣渡券の發行となつた。卽ち極力土地の永久的收奪を防止し町人階級への隷屬より免れんとしつゝも、漸次矢折れ力盡き、屈服を餘儀なくせしめられた農民達の辛苦と努力が物語られてゐる。殊に田地家財家屋敷の永代賣渡券に禮米手形を附したのは隷農的小作契約を締結せるものにて、當地方特有の名子屋台の一成因を語るものである。若し夫れ單に純粹なる永代券を以てしたものは、之に依つて得たる僅の資力を携へて他國に逐電するか、或は自由なる賃銀勞働者となつて、前期的資本主義組織下の一分子に加つたのである。

斯の如き諸手形の發行を必要とせる起債原因を見るに、其れは諸手形の冒頭に記されてゐる如く「役錢納兼」であり、「凶作の爲」であり、「地頭借用」の爲めであつた。卽ち此の手形の最も多く發行された明和、天明、寛政の初期は南部藩經濟史中最も不況なる時代にして元祿、寶曆、天保の三飢饉と共に四大飢饉不況時代の一であつた。殊に天明三、四年は最も深酷なる大飢饉にして、近隣相憎み骨肉相咬む時であつた。藩當局に於ても元祿の末年より鑛産物の激減と連年の凶作、頻々たる多額の幕府御手傳、江戸生活の經費膨張等に依つて財政窮乏し、僅に農民に對する重稅と諸士に對する減俸とに依つて彌縫してゐた。その結果は農民生活の破壞、諸士生活の窮乏となり、延いては農民の各種諸手形の濫發を誘導する事となつたのである。

斯くして發行せられた諸手形は農民の生活を何の程度迄緩和し得たか、起債の利息は多くの場合二割半乃至三割であつた。(中には一ヶ月二割半と定めたものもあつたが之は恐らく二分半の誤りであると思ふ)。然も起債して得たる財貨は何等生產的に使用せられるのではなく、多くは租稅又は生活費に充當せられたから、殆ど償還する目途が立たず、其擔保物も多くは收奪せられた。從つて又富豪にとつては最も容易に土地兼併を行ひ得る時であり、反對に農民にとつては最も簡單に無產化せしめられる時となつた。

之を要するに斯の如き諸手形が多數決濟されずして齋藤屋の文庫に存してゐたと云ふ事は、其頃齋藤屋が大地主となりたる事を證明すると共に、負債者や土地賣却者が小作人として或は使用人として齋藤屋に隷屬するに至つた事を物語るものである。而して農民は爾來地主に依つて直接に支配せられ、領主に對する關係は寧ろ第一次的より第二次的へ變りつゝあつた。卽ち領主對農民なる公法的第一次關係は、地主對小作人たる私經濟關係に代替せられ、近代的資本契約に基く地主小作關係は封建的政治關係を愈々稀薄ならしめて、早期資本主義の本質を南部藩主の下に於て益々昂揚し發展せしむるに至つたのである。

×　×

以上南部藩に於て行はれたる證文類の研究により同藩の農村資本主義、卽ち當時の金融資本家が農村の土地を兼併して行つた徑路の一端が明になつたことと思ふが、今、蛇足を厭はず、上來說明したる手形の種類を左に圖示して讀者の了解を助くることにする。

手形
- 借用手形
  - 甲、無擔保借用手形
    - (イ) 請合保證借用手形
    - (ロ) 無盡保證借用手形
    - (ハ) 作米保證借用手形
  - 乙、擔保附借用手形
    - 1 不動產抵當借用手形
      - (イ) 單純なる擔保附借用手形
      - (ロ) 土地永代賣渡券附借用手形
    - 2 動產擔保借用手形
      - (イ) 特定家財擔保借用手形
      - (ロ) 生產要具抵當借用手形
      - (ハ) 不特定動產抵當借用手形
      - (ニ) 人間抵當借用手形
- 年賦手形
  - 1、請合保證年賦手形
  - 2、不動產擔保附年賦手形
  - 3、動產擔保年賦手形
- 永代賣渡手形
  - 1、年季賣渡手形
  - 2、條件附永代賣渡手形
  - 3、證米手形附永代賣渡手形
  - 4、永代賣渡手形

# 第三章　綜合研究

## 第一節　綜合研究の理想と用意

學問の要は綜括に在りとは夙に地方學の研究を唱導したる新渡戸博士が其著「農業本論」に於て述べられたる處であるが、經濟史に在りても結局總括せられたものでなければ完成せられたものとは云はれない。部分研究や特殊研究やは綜合に達するまでの道行きに過ぎない。故に經濟史學徒は一方には部分研究又は綿密なる特殊研究をなさねばならぬと共に、最後には國民經濟史的綜合の域に達せんとする遠大なる理想がなければならぬ。而して學問上の分業より云へば地方史家は特別研究を以て滿足すべきであるけれども、此特別研究家も結局は國民社會史なり又は國民經濟史なりの大殿堂の建築に貢獻するを以て理想とせねばならぬ、斯る理想を有することにより て、地方史家も國民史家としての抱負を懷き得るのである。而して一概に綜合史と云つても、其種類には前に述べた樣に二樣ある、一は國民經濟史としての綜合史と、他の一つは部門史として

の綜合史である、蓋し一個の史實又は問題は決して孤立して存在するものではなく、有機的聯關性の下に立つものであるから、最後の綜合に依りて始めて一貫したる社會經濟史なり、又は其の一分科の全貌を描くことが出來る。

綜合研究に於て注意せねばならぬことは、其採用せんとする資料の選擇を嚴重にすることである、綜合的研究は特殊研究と異り、其觀察すべき部分が地理的には廣く、年代的には永い間に亘るから、勢ひ先進學者又は共同研究者の著書中より多數に引用せねばならぬ。此場合に於て他人の資料を漫然採用して其資料の學問的價値を吟味しないならば、他日正確なる資料を發見したる後、又は他人より其事を指摘せられて、大に後悔することがあるであらう。故に研究材料は常に成るべく孫引（又引）を避けて根本の史料を用ゆるを可なりとする、唯孫引によるにあらざれば當該資料を見出し得ざる場合に限り、間接引用によるべきである。

綜合的叙述に於ては、其體裁を編年史體とするか、又は或事件、又は史實毎に記述すべきかゞ問題となる、編年史とは幾多の事件や事實を年代順に叙述するものであり、史實記述體とは或問題又は事實に其重點を置き之が經過又は發展を說明せんとするものである。然し、此史實記述に於ても年代順に記述せねばならぬのは云ふ迄も無い。歷史家の中には往々にして倒叙法なるものを用ふるものがある、故文學博士吉田東伍氏の「倒敍日本史」の如き其れである。然し、倒叙法とは云へ、結局各時代毎に年代順に記述しつゝ次第に逆進するのであるから、全體の上より云へば結局編年史體に近きものとなるは云ふ迄も無い。

編年史と事實記述體とは各一得一失があり、兩者の可否を斷定することは困難であるけれども大體より云へば編年史よりも史實記述體による方が一個の問題を核心とする社會經濟發展の模樣を克明に描き得る便利がある。

尙綜合研究に於て留意すべきことは、其れが部分的綜合史であるにせよ、國民史的研究であるにせよ、妄りに外國經濟史と比較してはならぬ、外國經濟史と云つても支那史があり、西洋史があり、又西洋史にも米國史があり、歐洲經濟史があるが、此等他國の社會經濟は皆夫々の國民性と風土に培はれて發達し來つたものであるから、縱令彼の國の社會經濟の一部分が我日本の其れと類似して居ればとて、直に彼と此とを比較して其間に共通性を見出さうとすれば、往々にして誤謬を犯すことになる。無論日本經濟史の研究は究極するところ世界經濟史にまで進むべきものであるから、世界の經濟史實に顧慮を拂はねばならないけれども、單に彼我經濟史中の一小部分丈けを取りて區々に比較することを差控へねばならぬと云ふのである。

## 第二節　綜合研究の重要性は特殊研究と比較的なり

經濟史の研究に從事する學徒に取つては研究其れ自體が學問の爲の學問であつて、其學問の影響が他日社會の那邊に、又如何なる形と深みとで波及するかの如きは、敢て問ふ處では無いかも知れないが、然も既に同胞國民の經濟生活の跡を知らんとする爲に起り來つた學問である以上、其の研究は何處までも我同胞の將來に幸福を齎らすべき智識と力を與ふるものでなくてはならぬ經濟史學徒が此見地に立ちて研究の業に從ふならば、自己の研究の態度に於て、發表上の指導的精神に於て、自ら守るべき信條と其歩むべき道程が有り得る筈である。

學問とは讀んで字の如く、學んで而して之を世に問ひ、我れに過あらば他人に教を請ふて之を補正することが豫定せられて居るのであるから、學問研究に從事する者は其の一生涯を通じて學徒「スチューデント」であらねばならぬ。如何に高名なる學者でも、絶對の大學者ではあり得ない、唯專門一途に沒頭する結果、一般人よりも稍秀でたる學識と見識を持て居ると云ふのに過ぎぬ、而して世間から大學者と云はれる學者でも、自分一生を通じて一個の「スチューデント」としての謙抑なる生活を送つてこそ、其學愈々進み、眞の學者としての光りがあり、世間の期待に副ふものがあるのである。

敢て經濟史の方面ばかりには限らないが、所謂學者と云はれる人々には、大體、二通りの分野がある、其一は大學以下專門學校や中學等の教育に從事しつゝ研究に從事する者と、二には自由の立場に於て研究に從事しつゝある所謂地方の篤學者である。學校教員の中にありても、大學教授、殊に經濟史を擔任すべく特に研究室を與へられ、相當の給料を支給せられて居る人々は最都合よき生活環境を與へられて居るものであるが、其他の一般教職員は唯幾分か自己の趣味に近い職業に就て居ると云ふに過ぎずして、生來好きな密壺の外緣を歩行するようなもので、中には專攻せんとする學問一途に神身を打込むことが出來ぬ爲め、脾肉の歎に堪えざる思ひをする人々もあらう。又何等官邊から米鹽の仕給を受けず、自費を以て衣食し、自辨以て調査し、又は研究する地方の篤學者は純粹なる經濟史學徒と云はんよりは、寧ろ、好きこそ物の上手なる土俗學者的傾向を帶んだ人達が多い。

斯の如く中央は大學の專任教授より、地方の篤志研究者に至るまで、經濟史や社會史に就て研究の歩を進めようとする者が現はれて來たのであるから、日本經濟史學の進歩は今後一層見るべきものがあらう。其結果として一般の應用經濟學、例へば農業政策とか、商業政策とかの分科學

も、此日本主義的學問の影響を受けて、次第に其の内容を改むる機運に向ふであらう。

日本經濟史の將來のため此際中央學界及び地方學界を通じて奬勵しなければならぬことは、地方に於ける根本資料の保存と其の刊行及び、此等の資料を基本材料とする特殊研究の發達である。特殊研究が學界に對する貢獻は或る特殊地方に於ける或る問題の基礎的觀念を供與する點に在る。特殊研究熱が旺盛になり、其の業績が相當に現はれたる後でなければ、總合觀察は與へ得らるゝもので無い。此意味に於て特殊研究は現代日本の經濟史建設の土臺として最も痛切に要求せらるゝ處であるから、中央地方を通じて大に此方面に力を致さねばならぬ。然るに特殊研究を基礎とせざる總合史論の淺膚なる興味に釣られて、深奥、嚴密なる特殊研究を排せんとする傾向のある如きは右の見地よりして大に遺憾とせざるを得ぬ。平俗なる總合史論は有り觸れたる既存の材料を基礎とするものであるから、後日、新史料又は新研究の發表せらるゝ毎に其不備と、誤謬とを曝露し來らざるを得ない、故に用心深い學者ならば、容易に總合史論等には手を着け得られぬ筈である。

乍去、總合史論も時に其必要なきにしもあらず、卽ち市井の大衆に對して日本經濟史の或る部面の總合的智識を與ふる必要ある場合是である、斯る場合に學者が姑く自己の研究室より出てゝ大道に講演する氣持で其筆を呵する又不可ならず、殊に今日の如く、諸新聞雜誌が學者を其研究室より引張り出して通俗なる論文說話を書かしむることの盛なる時代には、學者が偶には學園より出でゝ市井の講壇に立つのも已むを得ないことであらう。然かも斯くして作り上げられたる經濟史論や、解義やを、嚴密精到を原則とする特殊研究と同列に置き、否却つて、此の種の平俗なる總合史論を以て、特殊研究を收錄したる論文集よりも其價値優れりとする判斷の如きは、學問的輕重を辨へざるの謬見であつて、日本經濟史の將來の爲め甚だ歎息すべきことである。由來史學は一方に於ては指導的なる總合史論によりて進歩するものではあるが、特殊研究によりて常に其の深味を增加するのである、故に平俗なる總合史論は特殊研究により將來大に、又は常に、若干づつ修正せらるゝことはあつても、學界其物に對する貢獻は一般民衆を啓蒙する爲めの敎科書たる外に用がない。總合史論が、誤つて學界と一般社會とから偏重せらるゝ結果は、一般民衆の特殊研究に對する興味を外らし、延ひて特殊研究の成品に關する印刷物の頒布力を弱め、遂に篤學なる研究家の向學心をも低減することにならぬとも限らぬ。

諺に學問に國境なしと云ふことがあるが、啻に國境が無いばかりで無い、學問には男もなければ女も無い、況んや、社會上の身分や、其職業の如きは問ふ處では無い、高等官何等の大學敎授

でも、眞理の前には布衣無冠の民學者と共に一介の學究人であらねばならぬ、大學教授の知らざる處、思ひ及ばざる點につき、田舍の民學者が精通して居れば、該問題に就ては其民學者は既に大學の先生の先生である、其人の身分を示す肩書や、官等や、勳章や、位階やは學問社會には寸分の通用を許さぬ、又通用させてはならぬのである。事大思想から全く離れ、中央學界の大先生も、田舍の蔭れたる篤學者も、眞裸となつて眞理の前に平服しつゝ研究論辯に竝進する處から、經濟史學の眞の進歩が期し得らるゝのである。

學才ある中央の青年學者があちらこちらの既刊文獻から手當り次第に史料を點々引き來つて興味本位の論文を書き、此種の論文の書き手のみが論壇に良席を與へられて居る時、田舍の蔭れたる篤學者が草書で書いた原始資料を村の文庫に蒐め、其れを判讀して郡誌や鄉土誌を編輯しつゝあるを見る時、其處に田舍學者のために何等かの打開の方法が案出せられねばならぬことを思はしむる。

學問は批評によりて進むものであるから、學問的作品に對する嚴正なる批判は千古を照らす鏡であり、讀書界の木鐸である。近年諸新聞紙に「ブックレブュー」又は「讀書欄」の設けがあつて、新刊書の出版ある毎に、各專門家に依頼して其の批評文を掲げつゝあることは欣賀すべきことである。

批評家の心境は常に冷靜にして其鑑賞は嚴正であらねばならぬと同時に、誘導的啓發的であらねばならぬ、鑑賞の嚴正である爲には評者は縱令自己と親密の間柄にある學者の著作でも、其書を携へて評壇に立つ場合には、自己の所見を赤裸々に語らねばならぬ、斯る態度と氣持で書かれさる批評ならば、其れは其出版書肆の顧客を釣る廣告文と敢て異る處無きものである。併し著者も評者も共に血の通ふ人間である以上學問の爲めとは云ふものゝ、平生机を並べ顔を合はする教授同志では縱令卒直に批評したい點があつても、其れを腹藏なく發表することは求め難いことであるから、新聞や雜誌社が或る著作の批評を求むる場合には評者と被評者との情實關係を取り調べ、成るべく其關係の薄き評者を捕へて批評を求むるがよい。例へば東大教授の著作に就てならば、京都の學者に、官立學校の教授の著述ならば私立學校の教授に求むると云ふようにしたならば、今よりも一層公平にして眞面目なる批評が見らるゝであらうと思ふ。其れでなく、現在のように、同じ大學の教授の作品を同一大學の、然も同一研究室の教授が批評するのでは、其れが却つて最負のひき倒しに終るような批評文として公表せらるゝことになり、自他を誤ること甚しいと思ふ、今の有樣では一層のこと、批評家の批評を必要とするの日が來ないとも限らぬ。

要するに、日本主義的學問の筆頭たる日本經濟史は其研究の對象たる社會事象其物が庶民社會の下層に沈積せられてあるのであるから、此の學の研究に從事する士は常に根氣よく、氣永に根本史料を堆塵の中に漁ると共に、中央學界の人々も成るべく上走りすることを避けて、底强く進み、研究の手段としては下層資料の抽出と之が使用に精進し、同時に地方の民學者を引き立て、彼等の業績を尊重し、以て地方民學者をも中央學者の下積にせずに、成るべく社會の廣居に連れ出し、彼等に時代寵兒としての希望を與へ、學者的滿足を感ぜしむるやうに仕向けねばならぬ。

最後に經濟史研究に從事する學徒の忘れてならぬことは特殊研究家と社會評論家との接觸である、特殊研究家は其學風の卑俗に流るゝことを避け、成るべく奥へ奥へと進む爲め、動もすれば民衆と懸け離れて自ら一個の骨董品化して仕舞ふのであるが、此傾向を阻止して生氣を與ふるものは社會評論家である、由來評論家は社會現象に對する銳敏の觀察眼と機巧なる筆致を以て群衆を指導するを其職とするものである、即ち經濟史に關する特殊研究を其著者より引用し、潤色し、敷衍して面白く讀ませるものは實に社會評論家其人である。經濟史研究家と社會評論家が互に握手し助け合ふことによりて學者が實際社會から取り殘されて化石する心配も、又他方、評論家の文陣が空疎に逸するの缺陷も、共に之を除き得るのである。多才多角なる評論家に對しては根本研究を望み得ぬと均しく、年中屹々と狹く深き研究に從事して居る學徒には派手やかなる社會評論を期待することが出來ぬ、彼の及ばざる處を此によりて補助せんとする處から、美はしき相互扶助の花が學界に咲くのである。

# 第四章　研究と論爭

## (一)　學徒論爭の必然性

學問研究が未だ幼稚なる時代に於ては、論文や著述に對する讀者の批評眼が充分に備はつて居ないから、一足先を進む研究者がどんな間違を書かうが、淺薄な議論をしようが、讀者は其れを鵜呑みにして仕舞つて、御無理御尤の大手を學者に振らせて平氣で居るが、研究が段々進歩して來ると昨日迄は自分の獨り天下のように書きなぐり、論じさがして居つたものでも、却々油斷がされ無くなり、日本國中のあちらこちらに眼光鋭き共同研究者が控えて居ることに氣附いて來ると、其處に自ら學的緊張と、用心深さと、其れから或程度の臆病——發表に際しての——が伴ふようになる。

學問熱の勃興すると云ふことは、共同研究者の殖えることであり、其著書や論文が市場に消化せられて研究品の出版發行を業とする商人の立ち行かれる儀に外ならぬのであるが、學界に論爭



の起るのは研究が相當に進歩し、其間多數の共同研究者が現はれてからのことである。共同研究者が雲の如く、林の如く生れて來れば、如何に廣き學界でも其處に二人も三人もの研究者が同一問題を取り扱ふことになるから、學者其人の面貌の違ふように、銘々の研究過程に於て或は材料が充分であつたり、足らなかつたり、又同じ材料に就ても見方の相違から其結論上に多大の異點が見出されることになる。

日本經濟史と云ふ祖國主義の經濟學が我學界に持て囃されるようになつたのは僅に十年此方であるが、其勃興の年月の新しいに拘はらず、此學問に對する共同研究者が非常に增加した。官私大學の經濟史教授先生は其名餘りに顯はれたるが故に、玆に引き合に出すに及ばずとしても、近頃に至つて各地方の所謂鄕土研究者間に於ける學問研究熱の盛なると共に、各大學に於ける學生卒業論文の選擇科目に日本經濟史を題材にするの風が大に興り、某々私立大學の如きは同一年度に百姓一揆を卒業論文に選みたる學生が數十名に達して、指導教授を避易させたと云ふ珍談さへある位である。何れにしても僅か十年足らずの間に祖國主義の經濟學が其れ程に普及し發達したと云ふことは、洵に同慶の至りであつて、開拓者たる故内田銀藏先生や、穗積陳重先生などは地下に於て滿悅の境に入られて居ることであらう。

學問進歩の過程にも劃期がある、段階がある、日本經濟史學が斯くも異常なる進歩を來した上は、今後同一問題に對して多數の共同研究者が現はれることであらうが、斯くなれば其處に自ら學者と學者との間に於て論爭が見らるゝことになる。

論爭は學界を淨化する道行きである、學者が研究目標として選みたる一個の問題に付き東と西から、又は官學と私學とから、各々調査し考察し、論辯する處より、其問題の正體が判然となると共に、甲の學者の調査杜撰や、腦味噌の鹽梅が追々外間に曝露されるのである。其れ故に論爭は學界を淸淨の境地たらしむると共に學者が、相互に攻擊し、論駁する間に自らなる天の攝理が行はれて、共同研究者の一人、二人、三人が段々と落伍して結局精力絶倫にして早老の疾に犯されざるものが最後迄土俵の眞ん中に踏み止ることになる。經濟史學界も之より漸く其の「材料掘り出し」や「獨り天狗」の時代より一轉して學說上の論爭と、學者淘汰の時代に入りつゝあるのではないかと思はれる。

角力に於ても相手の力士に土が附かなければ勝負がきまらないで、觀客の玩賞心が淸算せられないと同樣に、學者が互に論爭する間に讀者の判斷に基きて當事者の一方が或は下に敷かれ又は遂に土が附くことになるのであるが、學問上の論爭に於ては縱令一方が勝つたからとて、又は負けたからとて、其が學界に對する貢獻に至ては勝者、敗者共に一樣であらねばならぬ。例へば玆に或る問題に付き甲の學者は肯定說を取り、乙の學者が否定說を取り、兩者入り亂れて論爭を交したりとせんか、乙なる否定論者が縱令敗北に歸したればとて、其學者の功績は敢て甲と選ぶ處は無いのである。乙學者が否定說を支持して最後迄突張りたることによつて甲の名論が生れ、卓說が案出せられたのであるから、一般學界は敗者たる乙の學績に尊敬を拂ふことを忘れてはならぬ。尤も學界への功績認容と學者としての素質評價は自ら別問題ではあるが——然るに日本の學界に於ては學問上の論爭に於て片一方の旗色が一寸惡くなると、忽ち其學者に對する全體としての格付けを下げるような傾向がある。之は未だ日本の社會が學術國としての發達を充分に遂げて居ない證據ではあるまいか。負けても勝ても最後迄戰ふと云ふ論壇の勇者こそは一國學界の誇りであり、花であること、恰も往年の福田德三博士の如くであるべきである。

學問社會に於ける絶對禁物は曖昧である、ぼかしである。學問眞理を眞劍に追及せざる學者輩は得て自分の周圍に顧慮し、世間態を構ふが故に、其處に御都合主義が生れ、眞劍に悧恰な立ち廻りが見られることになる。

私は曾て數年間農務局に御厄介になつたことがあるが、時恰も小作法の立案時代で、局の小作